

官報

号外 昭和二十九年五月七日

衆議院資料課

○第十九回 衆議院會議録第四十五号

昭和二十九年五月七日(金曜日)

開議日程 第四十二号

午後一時開議

第一 防衛庁設置法案(内閣提出)

第二 自衛隊法案(内閣提出)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)(開法第七五号)

第五 交通事件即決裁判手続法案(内閣提出、参議院送付)

●今日の会議に付した事件

日程第一 防衛庁設置法案(内閣提出)

日程第二 自衛隊法案(内閣提出)

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案(内閣提出)

日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)(開法第七五号)

日程第五 交通事件即決裁判手続法案(内閣提出、参議院送付)

午後二時五十三分開議
○議長(橋本次郎君) これより会議を開きます。

○議長(橋本次郎君) この際、新たに議席に附かれた議員を紹介いたします。

第五十四番 奄美群島選出 保岡武久君。

〔保岡武久君起立〕

〔拍手〕

第一 防衛庁設置法案(内閣提出)

第二 自衛隊法案(内閣提出)

○議長(橋本次郎君) 日程第一、防衛庁設置法案、日程第二、自衛隊法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長 稻村順三君。

防衛庁設置法案

防衛庁設置法

保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 防衛庁

第一節 通則(第二条―第九条)

第二節 内部部局(第十条―第二十条)

第三節 募集監部(第二十一条―第二十四条)

第四節 統合募集会議(第二十五条―第二十八条)

第五節 部隊及び機関(第二十九条―第三十一条)

第六節 附属機関(第三十二条―第三十八条)

第七節 職員(第三十九条―第四十一条)

第三章 国防会議(第四十二条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、防衛庁の所掌事務の範囲及び権限を定め、且つ、その任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、国防会議の設置について定めることを目的とする。

第二章 防衛庁

第一節 通則

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、防衛庁を置く。

第三節 募集監部(第二十一条―第二十四条)
第四節 統合募集会議(第二十五条―第二十八条)
第五節 部隊及び機関(第二十九条―第三十一条)
第六節 附属機関(第三十二条―第三十八条)
第七節 職員(第三十九条―第四十一条)
第三章 国防会議(第四十二条―第四十三条)
附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一条 この法律は、防衛庁の所掌事務の範囲及び権限を定め、且つ、その任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、国防会議の設置について定めることを目的とする。
第二章 防衛庁
第一節 通則
(設置)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、防衛庁を置く。
第三条 防衛庁の長は、防衛庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 防衛庁長官(以下「長官」という)は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その職務についてこれを統轄する。
3 前項の任命権の一部は、部内の上級の職員に委任することができ。

(防衛庁の任務)
第四条 防衛庁は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第 号)第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

第五条 防衛庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。
一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、営舎、演習場等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧

その他の物品(以下「装備品等」と総称する。)並びに役務を調達すること。
五 不用財産を処分すること。
六 職員に任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。
八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
九 所掌事務に関する文書、統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 防衛庁の公印を制定すること。
十三 直接接略及び間接接略に対しわが国を防衛し、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため行動すること。
十四 公共の秩序を維持するため特別の必要がある場合において行動すること。
十五 海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合において行動すること。
十六 天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合において行動すること。

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 新議員の紹介 防衛庁設置法案外一件

昭和二十九年五月七日 衆議院通過第四十五号 防衛庁設置法案外二附

十七 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を行うこと。

十八 航空機に対する措置を講ずること。

十九 自衛隊（自衛隊法第二十条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の訓練の目的に適合する場合において、国、地方公共団体等の土木工事等の施行の委託を受け、及びこれを実施すること。

二十 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。

二十一 所掌事務の遂行に必要な教育訓練を行うこと。

二十二 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き防衛庁に属せられた権限

（自衛隊）

第六条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等については、自衛隊法の定めるところによる。

（定員）

第七条 職員（長官及び政務次官を除く。以下同じ。）の定員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）は、十六万四千五百三十八人とする。

2 前項の定員のうち、自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十三万人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）一万五千八百八十八人

及び航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）六千二百八十七人に統合幕僚会議に所屬する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の数を加えたものとし、総計十五万二千二百五十八人とする。

（次長）

第八条 防衛庁に、次長一人を置く

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部署及び機関の事務を監督すること。

（参事官）

第九条 防衛庁に、参事官八人以内を置く

2 参事官は、長官の命を受け、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐すること。

第三節 内部部局

第十条 防衛庁に、長官官房の外、左の五局を置く。

防衛局
教育局
人事局
経理局
装備局

七三三

五 内部部局の分課、定員及び職員の人事に關すること。

六 法令案その他の文書の審査に關すること。

七 行政の考査に關すること。

八 広報に關すること。

九 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に屬しない事務に關すること。

（防衛局の所掌事務）

第十二条 防衛局においては、左の事務をつかさどる。

一 防衛及び準備の基本及び調整に關すること。

二 自衛隊の行動の基本に關すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に關すること。

四 前各号の事務に必要な資料及び情報収集整理に關すること。

（教育局の所掌事務）

第十三条 教育局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の教育訓練の基本に關すること。

二 防衛研究所及び防衛大学校に關すること。

（人事局の所掌事務）

第十四条 人事局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に關すること。

二 職員の補充、福利厚生及び保健衛生の基本に關すること。

三 礼式、表彰及び服制並びに職

員の給与に關する制度に關すること。

四（公正審査会に關すること。

（経理局の所掌事務）

第十五条 経理局においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に關すること。

二 物品の会計の基本に關すること。

三 行政財産の管理並びに施設の取得、維持及び管理の基本に關すること。

四 建設本部に關すること。

（装備局の所掌事務）

第十六条 装備局においては、左の事務をつかさどる。

一 装備品等の調達、補給、維持及び管理並びに役務の調達の基本に關すること。

二 装備品等の規格の統一及び研究改善の基本に關すること。

三 技術研究所及び調達実施本部に關すること。

（内部部局の職員）

第十七条 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

2 官房長及び局長は、参事官をもつて充てらる。

3 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

4 局長は、命を受け、局務を掌理する。

第十八条 内部部局に、課長、部員その他所要の職員を置く。

2 課長は、命を受け、課務を掌理する。

3 部員は、命を受け、課務に参画する。

（内部部局における自衛官の勤務）

第十九条 長官は、必要があるとき、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第二十九条に規定する部隊若しくは機関（以下本条及び第二十三条第一項第四号において「部隊等」という。）に所屬する自衛官を内部部局において勤務させることができる。

2 前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所屬する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるものとする。

（官房長及び局長と幕僚長及び統合幕僚会議との関係）

第二十条 官房長及び局長は、その所掌事務に關し、左の事項について長官を補佐するものとする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対する指示

二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する事項に關して陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行の承認

三 統合幕僚會議の所掌する事項について長官の行の指示又は承認

四 陸上自衛隊、海上自衛隊又は

航空自衛隊に關し長官の行一
般的監督

第三節 幕僚監部

(幕僚監部)

第二十一條 防衛庁に、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部(以下單に「幕僚監部」といふ)を置く。

2 陸上幕僚監部は陸上自衛隊の、海上幕僚監部は海上自衛隊の、航空幕僚監部は航空自衛隊のそれぞれ隊務に關する長官の幕僚機關とする。

3 幕僚監部に、部及び課を置く。
前項に定めるものの外、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(幕僚監部)
第二十二條 陸上幕僚監部の長は陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長は海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長は航空幕僚長とする。

2 陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。

3 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以上單に「幕僚長」といふ)は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

(幕僚監部の所掌事務)
第二十三條 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊についてそれぞれ左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に關する計画の立案に關すること。

二 教育訓練、行動、編成、裝備、配置、情報、經理、調達、

補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に關すること。

三 隊務の能率的運営の調査及び研究に關すること。

四 部隊等の管理及び運営の調整に關すること。

五 長官の定めた方針又は計画の執行に關すること。
六 その他長官の命じた事項に關すること。

2 長官は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、一の幕僚監部に他の幕僚監部の事務の一部を処理させることができる。

(幕僚監部の職員)
第二十四條 陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

2 陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長(以下單に「幕僚副長」といふ)は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

3 陸上幕僚監部に陸上幕僚長及び陸上幕僚副長の外所要の陸上自衛官を、海上幕僚監部に海上幕僚長及び海上幕僚副長の外所要の海上自衛官を、航空幕僚監部に航空幕僚長及び航空幕僚副長の外所要の航空自衛官を置く。

4 幕僚長、幕僚副長及び自衛官の外、幕僚監部に、事務官、技官を

の他所要の職員を置く。

第四節 統合幕僚会議

(統合幕僚會議)
第二十五條 防衛庁に、統合幕僚會議を置く。

(統合幕僚會議の所掌事務)
第二十六條 統合幕僚會議は、左の事項について長官を補佐する。

一 統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に關すること。

二 統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に關すること。

三 統合訓練計画の方針の作成及び幕僚監部の作成する訓練計画の方針の調整に關すること。

四 出動時における自衛隊に対する指揮命令の統合調整に關すること。

五 防衛に關する情報の収集及び調査に關すること。

六 その他長官の命じた事項に關すること。

(統合幕僚會議の構成)
第二十七條 統合幕僚會議は、幕僚長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をもつて組織する。

2 議長は、専任とし、自衛官をもつて充てる。議長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

3 議長は、統合幕僚會議の会務を総理する。

4 統合幕僚會議の議事の運営については、長官が定める。

(統合幕僚會議の事務局)
第二十八條 統合幕僚會議に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 事務局長は、議長の命を受け、統合幕僚會議の事務をつかさどる。

4 事務局に、事務局長の外、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

5 事務局の内部組織については、政令で定める。

(部隊及び機關)
第二十九條 防衛庁に、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機關を置く。

2 前項の部隊の組織及び編成並びに機關の組織及び所掌事務は、自衛隊法の定めるところによる。

(部隊及び機關の職員)
第三十條 前項の部隊及び機關に、自衛官を置く外、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

第六節 附屬機關
第三十一條 防衛庁に、左の附屬機關を置く。

防衛研究所
技術研究所
建設本部
調達実施本部

(防衛研究所)
第三十二條 防衛研究所は、自衛隊の管理及び運営に關する基本的な調査研究をするともに、三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の

自衛官(以下「幹部自衛官」といふ)その他の幹部職員の教育訓練を行う機關とする。

2 防衛研究所は、東京都に置く。

3 防衛研究所の内部組織は、總理府令で定める。

(防衛大学校)
第三十三條 防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機關とする。

2 防衛大学校は、神奈川県に置く。

3 防衛大学校の内部組織は、總理府令で定める。

(技術研究所)
第三十四條 技術研究所は、自衛隊の裝備品等についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究を行う機關とする。

2 技術研究所は、東京都に置く。

3 技術研究所の内部組織は、總理府令で定める。

(建設本部)
第三十五條 建設本部は、自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行うとともに、長官の定めるところにより、行政財産を管理する機關とする。

2 建設本部は、東京都に置く。

3 建設本部の内部組織は、政令で定める。

(調達実施本部)
第三十六條 調達実施本部は、自衛隊の任務遂行に必要な裝備品等及び役務で長官の定めものの調達を行う機關とする。

第八章 總則 (第九十七条—第一百十七条)

第九條 附則 (第一百十八条—第一百二十二条)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び機動、隊員の身分取扱い等を定めることと目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「自衛隊」とは、防衛庁長官(以下「長官」という)及び防衛次官並びに防衛庁の次長、参事官、内部部局、統合幕僚会議及び防衛機関並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。

第三條 この法律において「陸上自衛隊」とは、陸上高機動部隊並びに陸上高機動部隊を受ける部隊及び機動を含むものとする。

第四條 この法律において「航空自衛隊」とは、航空高機動部隊並びに航空高機動部隊を受ける部隊及び機動を含むものとする。

第五條 この法律において「隊員」とは、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第二十号)第七条第一項に規定する職員をいうものとする。

第六條 自衛隊は、わが国の平和と

昭和二十九年五月七日 衆議院会議録第四十五号 防衛庁設置法外一件

独立を確保し、国の安全を保障するため、直接攻撃及び破壊活動に對し、必要に應じて、公共の秩序の維持に當るものとする。

第七條 自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空において、それぞれ行動することと任務とする。

第八條 内閣總理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊又は自衛隊を自衛隊の部隊又は自衛隊に交付する。

第九條 前項の自衛隊及び自衛隊の組織は、政令で定める。

第十條 隊員又は防衛庁の附屬機関若しくは自衛隊の部隊若しくは機動で、功績があつたものに対しては長官又はその委任を受けた者が、特に顯著な功績があつたものに対しては内閣總理大臣が表彰する。

第十一條 前項に定めるものの外、自衛隊の表彰に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二條 自衛隊の儀式は、總理府令の定めるところによる。

第十三條 指揮監督 (内閣總理大臣の指揮監督) 第七條 内閣總理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高指揮監督権を有する。

第十四條 長官は、内閣總理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の職務を統括する。

第十五條 自衛隊の職務は、自衛隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び機動、隊員の身分取扱い等を定めることと目的とする。

第十六條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第十七條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第十八條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第十九條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第二十條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第二十一條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第二十二條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第二十三條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第二十四條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第二十五條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第二十六條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第二十七條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第二十八條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第二十九條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第三十條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第三十一條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第三十二條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第三十三條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第三十四條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第三十五條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第三十六條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第三十七條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第三十八條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第三十九條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第四十條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第四十一條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第四十二條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

第四十三條 自衛隊の組織及び編成は、政令で定める。

第四十四條 自衛隊の行動及び機動は、政令で定める。

第四十五條 隊員の身分取扱いは、政令で定める。

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 防衛庁設置法案外一件

七三六

地方隊及び地方總監部を増設し、若しくは廃止し、又は地方隊及び地方總監部の名称及び所在地を変更することができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第三節 航空自衛隊の部隊の編成等

第二十條 航空自衛隊の部隊は、航空教育隊その他の長官直轄部隊とする。

2 航空自衛隊の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の職務を統括する。

(航空教育隊の名称等)
第二十一條 航空教育隊の名称及び所在地は、政令で定める。

第四節 部隊編成の特例及び委任規定

(特別の部隊の編成)
第二十二條 内閣総理大臣は、第七十六條第一項(第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により自衛隊の出動を命じた場合には、特別の部隊を編成することができる。

2 長官は、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十三條第二項の規定による災害派遣、訓練その他の事由に因り必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成することができる。

(委任規定)
第二十三條 本章に定めるものの外、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

2 補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

2 前項に規定するものの外、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関を置くことができる。

(機関)
第二十四條 防衛庁に置かれる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、左のとおりとする。但し、海上自衛隊又は航空自衛隊については、その一部を置かないことができる。

一 学校
二 補給処
三 病院
四 地方連絡部

2 前項に規定するものの外、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関を置くことができる。

(学校)
第二十五條 学校においては、隊員に對しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、それぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究を行う。

2 学校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 校長は、長官の定めるところにより、職務を掌理する。

(補給処)
第二十六條 補給処においては、自衛隊の備品、火器、彈藥、車両、航空機、施設器材、通信器材、衛生器材等の調達、保管、補給又は整備及びこれらに関する調査研究を行う。

2 補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 校長は、長官の定めるところにより、職務を掌理する。

(病院)
第二十七條 病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、医療その他の衛生に関する調査研究を行う。

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

3 病院長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面總監、管区總監又は地方總監に指揮監督させることができる。

(特別の事務)
第二十八條 長官は、必要があると認めるときは、校長、処長又は病院長に校務、処務又は院務以外の事務を処理させることができる。

この場合においては、長官は、これらの事務について方面總監、管区總監又は地方總監に校長、処長又は病院長を指揮監督させることができる。

(地方連絡部)
第二十九條 地方連絡部においては、自衛官の募集その他長官の定める事務を行う。

2 地方連絡部に、地方連絡部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 地方連絡部長は、長官の定めるところにより、方面總監又は管区總監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

3 処長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面總監、管区總監又は地方總監に指揮監督させることができる。

(病院)
第二十七條 病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、医療その他の衛生に関する調査研究を行う。

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

3 病院長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。但し、長官は、必要があると認める場合には、方面總監、管区總監又は地方總監に指揮監督させることができる。

(特別の事務)
第二十八條 長官は、必要があると認めるときは、校長、処長又は病院長に校務、処務又は院務以外の事務を処理させることができる。

この場合においては、長官は、これらの事務について方面總監、管区總監又は地方總監に校長、処長又は病院長を指揮監督させることができる。

(地方連絡部)
第二十九條 地方連絡部においては、自衛官の募集その他長官の定める事務を行う。

2 地方連絡部に、地方連絡部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 地方連絡部長は、長官の定めるところにより、方面總監又は管区總監の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(委任規定)
第三十條 本章に定めるものの外、機関の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地勢機関の設置その他機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 隊員
第一節 通則
第三十一條 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(自衛官の階級)
第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸尉、陸中尉、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海尉、海尉補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海曹、二等海曹、三等海曹、一等海士、二等海士及び三等海士とする。

3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空尉、空尉補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、一等空曹、二等空曹、三等空曹、一等空士、二等空士及び三等空士とする。

(服制)
第三十三條 自衛官、防衛大学の学生以下(学生という)その他

第三十條 本章に定めるものの外、機関の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地勢機関の設置その他機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 隊員
第一節 通則
第三十一條 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(自衛官の階級)
第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸尉、陸中尉、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士とする。

2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海尉、海尉補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海曹、二等海曹、三等海曹、一等海士、二等海士及び三等海士とする。

3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空尉、空尉補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、一等空曹、二等空曹、三等空曹、一等空士、二等空士及び三等空士とする。

(服制)
第三十三條 自衛官、防衛大学の学生以下(学生という)その他

その勤務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、総理府令で定める。

(非常勤の隊員の特例)
第三十四條 予備自衛官以外の非常勤の隊員に對する本章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基いて、政令で同意に定める制限を緩和し、又は排除することができる。

第二節 任免
第三十五條 隊員の採用は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基き、選考によることを妨げない。

2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(陸士長等の任用期間及びその延長)
第三十六條 陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士(以下「陸士長等」という)は、二年を任用期間として任用されるものとする。但し、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることができる。

2 前項の規定は、陸士長等で、志願に基き陸曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものについては、適用しない。

3 第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。但し、三等陸曹以上の階級から降任された場合に於ては降任の日、前項に規定す

る随員候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものがその指定を取り消された場合にあつては当該指定を取り消された日とする。

4 長官は、随員長等の任用期間が満了した場合において、当該随員長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用することができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続き任用された日とする。

5 長官は、任用期間を定めて任用されている随員長等が任用期間が満了したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、当該随員長等が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていた場合にあっては一年以内、その他の場合にあっては六月以内の期間を限り、任用期間を延長することができる。

(隊員の昇任)

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基き、選考又は試験によるものとする。

2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(欠格事項)

第三十八条 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 法令の規定による懲戒免職の

処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、総理府令で定める場合を除き、当然失職する。

(人事に關する不正行為の禁止)

第三十九条 何人も、隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に關する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用して、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に關与してはならない。

(退職の承認)

第四十条 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認るときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている随員長等にあつては、その任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

(条件附採用)

第四十一条 隊員の採用は、すべて条件附のものとし、その隊員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件附採用に關し必要な事項及び条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、総理府令で定める。

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改定又は予算の減少に因り、廢職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、左の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることない。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第四十四条 休職の期間は、政令で

定める。但し、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

2 休職者は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 長官又はその委任を受けた者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならない。

(停年及び停年後の任用)

第四十五条 自衛官(随員長等を除く。以下本条中同じ。)の停年は、勤務の性質に應じ、階級ごとに政令で定める。

2 長官は、自衛官が停年に達したことに因り退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認るときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていた場合にあっては一年以内の期間を限り、その他の場合にあっては六月以内の期間を限り、当該自衛官が停年に達した後も引き続き自衛官として勤務させることができる。

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基き命令に違反した場合

(懲戒の効果)

第四十七条 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級の一般又は二級だけ下位の階級又は職務の級にくつたものとする。

2 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除いては、職務に従事することを停止される。

3 停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4 減給は、一年以内の期間、俸給の五分の一以下を減するものとする。

(学生の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 防衛大学校の長(以下本条中「学校長」という。)は、学生が成績不良(学校長は心身の故障のため修学の見込がないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる)。

2 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

3 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

一 学生としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 防衛庁設置法案外一件

第四節 服務

二 学生たるにあつては、
 三 其他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合
 4 学生が第一項又は前項の規定により退任された場合には、当然退任するものとする。
 5 前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の効果に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求及び公正審査会)
 第四十九條 隊員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求することができる。

2 長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

3 長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

4 公正審査会は、防衛庁に置く。
 5 審査の請求の手續並びに公正審査会の組織及び運営は、政令で定める。

(適用除外)

第五十條 第四十二條から第四十四條まで及び前条の規定は、条件附採用期間中の隊員、臨時的に任用された隊員及び学生については、適用しない。

(委任規定)

第五十一條 本節に定めるものの外、隊員の分限及び懲戒に関し必要な事項は、政令で定める。

(服務の本旨)

第五十二條 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて職務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

(服務の宣誓)

第五十三條 隊員は、総理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(勤務態勢及び勤務時間等)
 第五十四條 隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢にならなければならない。

2 隊員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、総理府令で定める。

(指定場所に居住する義務)

第五十五條 自衛官は、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住しなければならない。

(職務遂行の義務)

第五十六條 隊員は、法令に従い、職責にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない。

(上官の命令に服従する義務)

第五十七條 隊員は、その職務の遂行に當つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(品位を保つ義務)
 第五十八條 隊員は、常に品位を重んじ、いさゝくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するやうな行為をしてはならない。

2 自衛官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十九條 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、長官の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第六十條 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外の国家機関の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職につくことができない。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛庁の職務を行い、又は防衛庁以外の国家機関の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職につく場合においても、総理府令で定める

場合を除き、給受を受けることができない。

(政治的行為の制限)
 第六十一條 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2 隊員は、公選により公職の候補者となることができない。

3 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(私企業からの隔離)
 第六十二條 隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相當する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 隊員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはない。

3 前二項の規定は、職員が総理府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けた場合には、適用しない。

(他の職又は事業の関与制限)
 第六十三條 隊員は、報酬を受けて、第六十條第二項に規定する国家機関及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位につき、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、総理府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けなければならない。

は地位につき、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、総理府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けなければならない。

(団体の結成等の禁止)
 第六十四條 隊員は、勤務条件等に關し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 隊員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能力を低下させる意圖的行為をしてはならない。

3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し教唆し若しくはせん動してはならない。

4 前三項の規定に違反する行為をした隊員は、その行為の開始ともし、國に對し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて對抗することができない。

(委任規定)

第六十五條 本節に定めるものの外、隊員の服務に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五節 予備自衛官

(予備自衛官)
 第六十六條 予備自衛官は、第七十條第一項に規定する防衛召集命令により召集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務し、第七十一條第一項に規定する訓練召集命令により召集された場合において訓練に従事するものとする。

2 予備自衛官の員数は、一万五千

び訓練招集に關し必要な事項は、政令で定める。

(不利益又及の害)

第七十三条 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならない。

自衛隊に加入した人

て、その者を解雇し、その他これ
に對して不利益な取扱をしてはな
らない。

(住所変更の届出)

第七十四条 戸籍目録官は、住所と

第七十四條 平輔官

變更したとき、心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は不具廢疾となつたときは、政令で定めるところにより、長官に對し、すみやかに、その旨を届け

是平かに

予備自衛官は、防衛招集又は訓練招集に支障を来たすことのないように、常にその所在を同居の親族その他政令で定める者に明らかにしておかなければならない。

かにしておかなけ

予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、長官に対し、すみやかに、そ

士官の文

第七十五条 第四十一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項並びに第六十一条か

100

第六十三条までの規定は、予備自衛官については、適用しない。但し、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十二条及び第六十三条の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

第六章 自衛隊の行動

第七十六条 内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。）を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ、但し、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。

2 前項但書の規定により国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

（防衛出動待機命令）

第七十七条 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、（命令による治安出動）

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

（治安出動待機命令）

第七十九条 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、

内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、

2 前項の場合において、長官は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。

（海上保安庁の統制）

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六條第一項又は第七十八條第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮させるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならない。

（要請による治安出動）

第八十一条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認め、場合によっては、部隊等を救援するため派遣することができ、但し、天災地変その他の災害に際して、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

（海上における警備行動）

第八十二条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、都道府県の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認め、場合によっては、部隊等を救援のため派遣することができ、但し、天災地変その他の災害に際して、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

（関係機関との連絡及び協力）

第八十六条 第七十六条第一項、第七十八條第一項及び第八十一条第二項の規定により部隊等が行動する場合においては、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方

し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待つこととがなかつた場合には、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができ、

3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができ、

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

（航空侵犯に対する措置）

第八十四条 長官は、外国の航空機が国際法規又は航空法昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

（長官と国家公安委員会との相互の連絡）

第八十五条 内閣総理大臣は、第七十八條第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては、長官と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。

公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第七章 自衛隊の権限

(武器の保有)

第八十七条 自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。

(防衛出動時の武力行使)

第八十八条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際法の法規及び慣例によるべき場合に、つてはこれを遵守し、且つ、事態に應じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

(治安出動時の権限)

第八十九条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)の規定は、第七十八条第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により自衛官が武器を使用するには、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條又は第三十七條に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第九十条 第七十八條第一項又は第九十條 第七十八條第一項又は第九十條

八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

一 職務上緊要する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第九十一条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

第九十二条 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、第八十八條の規定により武力を行使する外、必要に應じ、公共の秩序を維持するため行動することができる。

2 警察官職務執行法及び第九十条

第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行ふ職務の執行について、海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行ふ職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

3 第八十九條第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七條又はこの法律第九十條第一項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

(海上における警備行動時の権限)

第九十三条 警察官職務執行法第七條の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。

2 海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

3 第八十九條第二項の規定は、第一項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により武器を使用する場合について準用する。

(災害派遣時の権限)

第九十四条 警察官職務執行法第四條並びに第六條第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいらない場合に限り、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 海上保安庁法第十六條の規定は、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、航空機、車両又は液体燃料を職務上警護するに当り、人又は武器、弾薬、火薬、航空機、車両若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。但し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を与へてはならない。

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練招集に応じたる予備自衛官(以下本条中「隊員」という。)の犯した犯罪又は職務に従事する隊員に対する犯罪以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

3 警察官職務執行法第七條の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

第八章 雑則

(募集事務の一部委任)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに

昭和二十九年五月七日。衆議院會議第四十五号。防衛庁設置法案外一件

前項の規定により都道府県警察の協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(学資金の貸付)

第九十八条 長官は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(大学院を含む)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 長官は、学資金の貸与を受けた者が左の各号の一に該当する場合に、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。

二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は不具廃疾に因り貸与金の返還ができなくなつたとき。

5 前四項に定めるものの外、学資金の貸付及び返還に関し必要な事項は、政令で定める。

(機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その

他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の受託)

第一百条 長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合に、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

(海上保安庁等との関係)

第一百一条 自衛隊と海上保安庁、航空保安事務所、航空標識所、気象官署、地理調査所、日本国有鉄道及び日本電信電話公社(以下本条中「海上保安庁等」といふ。以下は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。

2 長官は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

(自衛隊旗等)

第一百二条 自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶は、長官の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛隊旗その他の旗を掲げなければならない。

2 自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならない。

3 自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにきざらわしい旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

4 自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四条第一項の規定により交付された自衛隊旗以外の旗及び自衛隊の使用する航空機の付する標識の制式は、長官が定め、官報で告示する。

る船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにきざらわしい旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

4 自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四条第一項の規定により交付された自衛隊旗以外の旗及び自衛隊の使用する航空機の付する標識の制式は、長官が定め、官報で告示する。

(防衛出動時における物資の収用等)

第一百三條 第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」といふ)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」といふ)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資の収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」といふ)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」といふ)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資の収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」といふ)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」といふ)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資の収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」といふ)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」といふ)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資の収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」といふ)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」といふ)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資の収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」といふ)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」といふ)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資の収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」といふ)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」といふ)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資の収用することができる。但し、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、長官又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

道府県知事は、長官又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上必要があると認めるときは、内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り、前項の規定の例により、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対し、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で長官又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)第十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定は、前二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用する場合について、同法第十二条第二項、第二十四条第五項及び第二十九条の規定は、前項の規定により医療、土木建築工事又は輸送に従事する者を長官又は政令で定める者の指定した業務に従事させる場合について準用する。

4 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

5 前四項に定めるものの外、第七十六條第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合における施設の管理、土地等の使用、物資の保管命令、物資の収用又は業務従事命令について必要な手続は、政令で定める。

(公衆電気通信設備の利用等)

第一百四條 長官は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認めるときは、緊急を要する通信を確保するため、郵政大臣に対し、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三十条第三項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 郵政大臣は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)

第一百五條 内閣総理大臣は、自衛隊の行、訓練のため水面を使用する必要があるときは、農林大臣及び関係都道府県知事の意見を聞き、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

2 国は、前項の規定による制限又は禁止により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こむつた損失を補償することができる。

3 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

4 前二項の規定による損失の補償を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県知事を經由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

の規定は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下本章中同じ。）の使用する船舶については、適用しない。但し、船舶安全法第二十八條の規定中危険及び氣象の通報その他船舶航行上の危険防止に關する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする。

2 海上自衛隊の使用する船舶は、總理府令で定めるところにより、國の所有に屬するものにあつては國籍を証明する書類を、その他のものにあつては海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備へなければならぬ。

（船舶職員法の適用除外）

第一百十條 船舶職員法（昭和二十六、年法律第四十九號）の規定は、海上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員については、適用しない。

（海上自衛隊の使用する船舶について）

第一百十一條 長官は、海上自衛隊の使用する船舶について搭載性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

（電波法の適用除外）

第一百十二條 電波法（昭和二十五年法律第三十一號）第四十四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に關するものは、自衛隊がそのリーダー及び移動体の無線設備を使用する場合については、適用しない。

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 防衛庁設置法案外一件

- 2 長官は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合に、その使用する周波数について、郵政大臣の承認を受けなければならない。
- 3 自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合に、前項に規定する周波数の使用に關し、他の無線局の運用を阻害するような通信を防止するため、郵政大臣が定めるところに従うものとする。
- 4 長官は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に關し必要な基準を定めなければならない。
- (道路運送法の適用除外)
第百十三條 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第九十九條、第百二十六條及び第百二十七條の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。
- (道路運送車両法の適用除外)
第百十四條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。
- 2 道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、長官は、保安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。
- 3 道路運送車両法の規定が適用さ

- れない自動車は、長官の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならない。
- 4 自衛隊の使用する自動車以外の自動車は、前項に規定する番号若しくは標識又はこれらにまさるわしい番号若しくは標識を付してはならない。
- 5 第三項の自動車に付する標識の制式は、官報で告示する。
- (銃砲刀剣類所持取締令の適用除外)
第百十五條 銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の保有する銃砲については、適用しない。
- (麻薬取締法の特例)
第百十六條 自衛隊の部隊で政令で定めるものは、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十六條第一項及び第二十八條第一項の規定にかかわらず、麻薬を譲り受け、及び所持することができ、この場合においては、当該部隊の長は、麻薬取締法の適用については、麻薬管理者とみなす。
- (委任規定)
第百十七條 この法律に特別の定めがあるものの外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
- 第九章 罰則
第百十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十九條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らし、た者
- 二 第六十二條第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者
- 四 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。
- 第百十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁じに処する。
- 一 第六十一條第一項の規定に違反した者
- 二 第六十四條第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者
- 三 第六十四條第二項の規定に違反した者
- 四 第七十條第一項の規定による防衛指令を受けた予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの
- 五 第七十七條又は第七十九條第一項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの

- 七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者
- 八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
- 2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。
- 第百二十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁じに処する。
- 一 第六十四條第二項の規定に違反した者
- 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者
- 三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者
- 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
- 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいいていて職務を怠つた者
- 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

- 1 附則
この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。但し、附則第二項及び附則第十七項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

部分中「保安庁長官」を「防衛庁長

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 防衛庁設置法案外一件

七四六

官」に改め、同条第二項但書中「保安官及び警備官」を「自衛官」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 出動を命ぜられてゐる職員、自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでゐる職員その他の政令で定める特別の事由がある職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「官房長等」を「議長、参事官等」に改め、同条第三項後段中「保安庁職員給与法」を「防衛庁職員給与法」に改める。

第十六条を次のように改める。

(乗組手当及び航空手当)
 第十六条 自衛隊その他の自衛隊の使用する船舶(政令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。)に乗り組んでゐる自衛官には乗組手当を、自衛隊の使用する航空機に乗り組んで政令で定める職務を行うことを命ぜられてゐる自衛官(以下次項において「乗員」という)には航空手当を支給する。

2 乗組手当及び航空手当は、前項の自衛官が乗り組まなかつた日又は乗員として勤務しなかつた日については、それぞれ政令で定めるところにより特に乗り組んだものとみなされる日又は乗員として勤務したものとみなされる日を除き、支給しない。

8 乗組手当及び航空手当の額は、第一項の自衛官の受ける俸給の百分の二十五以内において政令で定める。

第十七条第一項中「保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官」を「自衛艦その他の自衛艦の使用する船舶に乗り組んでゐる自衛官」に、「これらの者が乗り組む船舶」を「その者が乗り組む自衛艦その他の自衛艦の使用する船舶」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の航海手当の額は、政令で定める。

第十七条第三項中「警備官又は保安官」を「自衛官」に改める。

第十八条第一項中「二等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官」を「陸曹等」に、「保安庁法第五十条」を「自衛隊法第五十五条」に改める。

第十八条第二項中「非常勤の者」を「予備自衛官及び非常勤の者に改め、「保安庁法」を削り、同条第二項中「保安官及び警備官」を「自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。)」に、「乗組手当」を「乗組手当、航空手当」に、「保安庁法」を「防衛庁法」に改める。

第十九条中「乗組手当」を「乗組手当、航空手当」に改める。

第二十条中「保安官、警備官及び保安庁の学生」を「自衛官、訓練招集に当たっている予備自衛官及び学生」に改め、「国は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

第二十三条第二項中「官房長等」

を「議長、参事官等」に、「保安官及び警備官」を「自衛官」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(予備自衛官手当等)
 第二十四条の二 予備自衛官には、予備自衛官手当を支給する。

2 前項の予備自衛官手当の月額額は、千円とする。

3 予備自衛官手当は、予備自衛官となつた日の属する月から、予備自衛官以外の者となり、又は死亡した日の属する月まで支給する。

4 予備自衛官が左の各号の一に該当する場合には、前三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予備自衛官手当を支給しないことができる。

一 自己の責に帰すべき事由に因つて退職させられた場合
 二 政令で定める特別の事由がないにもかかわらず退職した場合
 三 正当の事由に因らないで訓練招集に応じなかつた場合
 5 訓練招集に応じた予備自衛官には、訓練招集に当たった期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

6 前五項に規定するものの外、予備自衛官手当及び訓練招集手当の支給については必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第一項中「保安庁」を「防衛庁」に改め、同条第二項中

文中「次長及び官房長等」を「次長、議長及び参事官等」に、「保安官及び警備官」を「自衛官」に、「乗組手当」を「乗組手当、航空手当」に、「二等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官」を「陸曹等」に改める。

第二十八条第一項を次のように改める。

自衛隊法第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている陸士長以下の自衛官(以下「任用期間の定のある職員」という)がその任用期間を満了した日に退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額に、左の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日数を乗じて得た額を支給する。

一 任用期間が二年である者 二百二十日
 二 任用期間が三年である者 百八十日
 第二十八条第二項中「前項の表の上欄に掲げる職員が同項に規定する期間と任用期間の定のある職員がその任用期間」に改め、同条但書中「退職手当の額が」の下に「その退職又は死亡の日におけるその者の俸給日額の百二十日分(前項第二十号に掲げる者にあつては、百八十日分)に相当する額をこえるとき、又は」を加え、同条第三項中「警備長以下の警備官として採用された者にあつてはその採用された日から、保安庁法附則第九項の規定により警備長以下の

警備官となつた者にあつては昭和二十七年八月一日を、自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者の指定を受けてゐる者にあつてはその指定を受けた日から、海士長、二等海士、二等海士若しくは三等海士又は空士長、一等空士、二等空士若しくは三等空士たる自衛官として任用された者にあつてはその任用の日」に改め、同条第四項中「保安長等」を「任用期間の定のある職員」に、「保安庁法第三十三条第二項」を「自衛隊法第三十六條第五項」に、「同法同条第三十六條第五項」を「同法同条第四項」に改め、同条第五項中「保安庁法第三十三条第二項」を「自衛隊法第三十六條第五項」に、「保安長等」を「任用期間の定のある職員」に改め、「又は死亡した場合」を「若しくは死亡した場合又はその延長された期間が経過する前に第二項各号に掲げる場合の一に該当するに至つた場合には、」に改め、同項に但書として次のように加える。

但し、その者の退職手当の額が第二項第二十号に掲げる場合にあつてはその者の死亡当時の俸給日額の七十二日分、第二号に掲げる場合にあつてはその者の退職当時の俸給日額の三十六日分に相当する額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

第二十八条第六項を削り、同条第七項中「警備長等から警備士補に、保安長等から保安士補に、警察士補から三等警察士以上の警察

第二十八條第八項を次のように改める。

第二十八條第九項第一號中「保

第二十八條第十項中「保安官及

和
十九年五月七日
來
養
完
公
孫

第二十八條の二 予備自衛官が訓

たときは、その者に対して、又

別表第三に定める俸給の幅の最

該予備自衛官が国家公務員等退

第二十九条第一項を削り、同条第

第三十條を次のように改める。

十五号 方箭于殿壁去終下一件

本則に次の一条を加える。

附則第八項中「保安官及び警備官」

11 国家公務員に対する年末手当

和表」に、「次長」を「次長」に、「七

別表第三中「保安官及び警備官俸

二等保安士
二等陸尉

備士を三等空尉に、一等整備

補を三等海曹に
三等空曹に
警査長に

三等陸士

別表第五中「官房長等通し号奉

(以下「改正前の給与法」という。)

の場合に於いて、その者が従前受けていた奉給月額又は奉給日額が

15 附則第四項の規定により陸士

る退職手当の支給については、

任用された者

卷之八

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 防衛庁設置法案外一件

三 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において警察長以下の警察予備隊の警察官として任用された者
四 保安長以下の保安庁の保安官(以下保安長等といふ)として任用された者

16 改正後の防衛庁職員給与法(以下改正後の給与法といふ)第二十八条第三項の規定は、附則第四項の規定により海士長、一等海士、二等海士又は三等海士となつた自衛官で、左の各号に掲げるものがそれぞれ当該各号に定める日から起算して二年の期間が経過する前において、公務上死亡し、又は公務上の傷い疾病に因りその職に堪えないで退職した場合について準用する。
一 警察長以下の保安庁の警備官として任用された者にあつては、任用の日
二 旧法附則第九項の規定により警察長以下の保安庁の警備官となつた者にあつては、昭和二十七年八月一日

17 この法律の公布の日から施行の日の前日までの間に退職する保安長等又は保安士補で保安長等から昇任した者に対しては、改正前の給与法第二十八条第一項及び第七項並びに国家公務員等退職手当暫定措置法の規定にかかわらず、その退職の日における俸給月額にその保安長等(警察長以下の警察予備隊の警察官を含む)としての勤続期間一月につき五日の割合で計算

算した日数と保安士補(警察士補を含む)としての勤続期間一月につき二・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。この場合における勤続期間は、月によつて計算するものとし、保安長等から保安士補に昇任した日の属する月は、昇任前の階級に属するものとする。
18 前三項の規定及び改正前の給与法第二十八条の規定に基いて支給された退職手当の額の計算の基礎となつた在職期間は、国家公務員等退職手当暫定措置法第七条の勤続期間の計算については、その期間から除算する。
19 隊員に係る公務上の災害に対する改正前の給与法第二十七条の規定(給員法第一条に規定する船員である隊員にあつては、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定)による補償又はこれに相当する給付若しくは給付で、この法律の施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお、従前の例による。但し、これらの法律の規定に基いて国が支給する隊員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当する給付若しくは給付の支給について異議のある者は、長官に対して、審査を請求することができる。
20 改正後の給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百

九十二号)第三十四条から第二十七条までの規定は、前項の場合について準用する。
21 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二十條第二項第二号中「保安庁次長を」防衛庁次長に改め、同条同項第六号から第八号までを次のように改める。
六 海上保安官
七 自衛官
八 削除
第二十三條第五号から第七号までを次のように改める。
五 海上保安士タル海上保安官
六 一等陸曹、一等海曹若ハ一等空曹、二等陸曹、二等海曹若ハ二等空曹、三等陸曹、三等海曹若ハ三等空曹、陸士長、海士長若ハ空士長、一等陸士、一等海士若ハ一等空士、二等陸士、二等海士若ハ二等空士、空士又ハ三等陸士、三等海士若ハ三等空士タル自衛官
第四十四條第三項中「第二十條第二項第七号及第八号並第二十條第六号及第七号」を「第二十條第二項第七号及第二十三條第六号」に改める。
第五十九條但書中「第二十條第二項第七号若ハ第八号又ハ第二十三條第六号若ハ第七号」を「第二十條第二項第七号(統合幕僚会議ノ議長タル自衛官ノ除ケ)又ハ第二十三條第六号」に改める。
第五十九條ノ第三号中「保安

庁ノ職員(海上公安局ノ職員ヲ除ク)ニ防衛庁ノ職員」に、「保安庁職員給与法」を「防衛庁職員給与法」に改める。
22 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第一号の次に次の一号を加える。
一の二 防衛庁に属する職員
總理府
第九十四條第一項に次の一号を加える。
三 防衛大学校の学生
23 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
第四條中「保安官及び警備官」を

「自衛官に、「保安庁長官」を「防衛庁長官」に改める。
24 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二百六十二條第五号中「保安庁職員給与法」を「防衛庁職員給与法」に改める。
25 この法律の施行前に給与事由の生じた恩給については、改正後の恩給法第二十條第二項第二号及び第六号から第八号まで、第二十三條第五号から第七号まで並びに第五十九條ノ第三号の規正にかかわらず、なお、従前の例による。
26 この附則に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一
方面隊及び管
区隊の名称
名 称
所 在 地
北方方面隊 北方方面總監部 札幌市
第一管区隊 第一管区總監部 東京都
第二管区隊 第二管区總監部 旭川市
第三管区隊 第三管区總監部 伊丹市
第四管区隊 第四管区總監部 福岡県筑紫郡春日町

別表第二
地方隊の名称
名 称
所 在 地
機須賀地方隊 機須賀地方總監部 機須賀市
舞鶴地方隊 舞鶴地方總監部 舞鶴市
大湊地方隊 大湊地方總監部 青森県下北郡大湊町
佐世保地方隊 佐世保地方總監部 佐世保市
呉地方隊 呉地方總監部 呉市

別表第一		別表第二	
方面隊及び管区隊の名称		地方隊の名称	
名	称	名	称
北方方面隊	北方方面總監部	機須賀地方隊	機須賀地方總監部
第一管区隊	第一管区總監部	舞鶴地方隊	舞鶴地方總監部
第二管区隊	第二管区總監部	大湊地方隊	大湊地方總監部
第三管区隊	第三管区總監部	佐世保地方隊	佐世保地方總監部
第四管区隊	第四管区總監部	呉地方隊	呉地方總監部
札幌市		機須賀市	
東京都		舞鶴市	
旭川市		青森県下北郡大湊町	
伊丹市		佐世保市	
福岡県筑紫郡春日町		呉市	

〔最終号の附録に掲載〕

G 稲村三君 ただいま議題となりま
した防衛庁設置法案及び自衛隊法案に
ついて、内閣委員会における審査の経
過並びに結果を御報告申し上げます。

形式を定めて、自衛隊法案は、自衛隊の任務、部隊の組織編成、行動及び機限等々を定め、自衛隊の身分取扱ひ等を規定しておられます。個々の規定については形式的に見れば、保安庁法及び同法施行令と同様のものが多いのでありますが、根本においてはまったくその性格を異にするものがあります。

の、その任務及び権限に重大改正をし、必要に応じて公共の秩序維持に當ることとした。従つて、自衛隊の行動について新たに防衛出動せしめる規定を設け、外部からの武力攻撃またはそのおそれのある場合、内閣総理大臣が自衛隊の必要ありと認めるときは、国会の承認を得て自衛隊の全部または一部の出動を命ずることができ、特に緊急の必要の場合には、事後ただちに承認を求めることとして、国会の承認を得なくとも出動を命ずることとしていふこととし、国会で不承認議決するとき、または必要がなくなつたときには、ただちに自衛隊の撤収を命じなければならぬとしております。防衛出動時には、自衛隊は、国際法規の慣例を遵守し、かつ事態に應じ合理的に必要

内において、原則として都道府県知事

を通過し、施設の管理、物資の収用、業務に従事命令等を行うことができる等、まったく戦時態勢にも比すべき措置をとることになっております。また、間接侵略その他の緊急事態に際し、一般警察力をもつては治安維持ができ

ない」と認められる場合にも、内閣総理大臣が自衛隊出動を命ずることができることとし、その場合の要件等は保安庁法における命令出動または要請出動の場合と同様であります。なお、外国の航空機がわが国の上空に不法侵入したときは、最官は、自衛隊の部隊に対して、これを普降させまたは退去せしめるの必要な処理を講じさせることができるものとしてありますが、このことは軍中戦への発展を暗示しておられます。

第二は、従来の保安隊に比して、航空自衛隊の新設とともに、隊員の数を増加し、もつて陸、海、空の三軍方式にすなわち、防衛庁職員の数であります。これによつて自衛官三万一千七百九十二人、その他非制服職員九千五百九十二人、計四万一千三百八十六人を増加して、陸上十三万人、海上二万五千八百八十八人、航空六千二百八十七人、統合幕僚会議二十人、合計十五万三千百五十八人とし、その他の職員一万三千四百二十三人を合せて、定員総数を十六万四千五百三十八人としておりますが、言うまでもなくこれは単なる保安隊の潮増ではなくして、軍隊への飛躍的発展であります。

第三は、自衛隊の指揮監督に関する事項であります。すなわち、自衛隊法案は、従来の規定に加えて、新たに内閣総理大臣が内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有することと定め

第四は、防衛庁の所掌事務に関する

基本的方針の策定については、**長官を輔佐する参事官八人以内を置き、官房長及び局長は参事官をもつて充てること**にしております。なお、内部部局として新たに教育局を設けるとともに、課長以上の職に対する副職員等の任命を

有する者の任用を制限する規定を削除してあります。

第五は、陸、海、空各自衛隊は、おのおの最高指揮官であり同時に幕僚長である幕僚長を持つてゐるが、総合的かつ有効な運営をはかるため、長官補佐の任務を持つて統合幕僚会議を設けてあります。その議長は専任とし、自衛官の最上位にある者をもつて充ててあります。

第七は隊員の服務に關するものでありますが、隊員は、事に臨んでは危険を顧みず身をもちて貴務の完遂に努め、もつて國民の負託にこたへることを期するとの、自衛隊の退職の事由を定め、自衛隊の服務に著しい支障を及ぼすと認めるときは、政令で定める特別の事由がある場合を除いて、自衛隊の任務を遂行するため必要とする最小限の期間その退職を承認しないことができる等、軍人の服務の本旨にのつておられます。

第八は、自衛隊の防衛力を確保するため、志願に基き予備自衛官制度を設けたことでありまして、その任用期間は三年、その以後は二万五千人と定めてあります。

規定を設けております。

しかし、両法案は原則として公布の日から起算して一月を越えない範圍において政令で定める日から施行することとし、施行に伴う経過的措置を定めるほか、海上公安局法を廃止し、関係諸法律とともに所定の改正がある、は

二法案は三月十二日本会議において政府の提案の理由及びその内容の説明があり、同日並びに翌十三日の両日にわたつて各党の質問が行われたのでありますが、何分にも、この両法案は以上の概略説明にも申し上げたのと通り、戦争放棄を特徴とする憲法との関連がきわめてデリケートであり、世論またその点を中心に沸騰していますので、整理を行つておきます。

と、三月十三日、政府が本委員会に付託されて以来、両氏の説明を聞き、日米相互防衛援助協定との関連を明らかにするため外務委員会と連合審査会を開くほか、四月一日からはほとんど連日開く会を開いて熱心に質疑を重ね、また二日間わたって公聴会を開くなど、きわめて慎重に審査を行ったのであり、さすがに、これらの詳細については会議録に譲り、多くの委員が異口同音に強く指摘して政府の反省を促したおもしろなる事項についてその要旨を申し上げますと、一、自衛隊の任務等に関する規定から見ると、その性格、内容は保安隊のそれと一変してしており、これは保安隊が従来主張して来た保安隊の増大に針と異なるところであるから、もはや大針と異なるところではないのではなからうか、二、M.S.A協定が効力を発生すれば、わが国は、防衛力の増強ばかりでなく、自由諸国における集団安全保障の機構に参加し、ひいては集団自衛の

三、武力侵略のおそれある場合に

自衛隊の出動を命ずることができるとする規定は、ただに武力侵略に口実を置けるという危険があるばかりでなく、国際的にはすでに否認せられてゐるものであつて、国連憲章を尊重する

は、いたすらに相手國を挑発させることは、いかなる場合でも許されず、武力侵略のおそれがあるのではないか。四、自衛隊の出動は勝つ交戦という事態に至るものにもかかわらず、しかもなお憲法を改正する必要があるとするならば結局防衛のための必要ならは無制限に自衛隊を増強することができるといふことになるのか。五、内閣総理大臣に権限が過度にか

る。多く、国会の承認と内閣総理大臣の
兵器の生産力については、一旦直接侵
略の他國に依存する建前では、むしろ兵器
があつた場合は、はてしない消耗に
對しては兵器が無制限に補給され得ると
は期待できないから、防衛を全うする
ことが不可能と思ふ。ことにアメリカ
力から供与または貸与を受ける兵器に
ついては、秘密を保持すること、ア
メリカ力の規格によることが要求されて
いるから、かかる兵器の生産について
は永遠にアメリカ力に依存するよりほか
は道がなく、結局自衛隊はアメリカの前
線部隊、たまよけとなるにすぎないの
ではないか。七、兩期的な防衛法案の
提出にあつたつて、極めて重要な國防
會議の構成について、概想すら持て合は
ないことは、政府の怠慢ではないか。八、單に二十九年度における防

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 防衛庁設置法案外一件

衛闘のみでは、いたずらに国民に疑念を抱かせるばかりでなく、法案審査の上に支障があるから、なるべくすみやかに長期防衛計画を示すべきではないか。九、指揮官と幕僚とは本来区別するのが各国に共通した常識であるにもかかわらず、両者の兼務を認めている制度は、やがて武権が文権を圧迫するに至る危険を多分に含むゆゆしい問題であるから、すみやかにこれを修正すべきではないか、等々でありました。

なお、公聴会では、公述人は各党の推薦が四名、一般公衆が二名、合計六名であり、賛否それぞれ三名といはれましたが、その際注目すべきことは、両法案に賛意を表した公述人において、わすか一人を除くほかはことごとく両法案が現行の憲法に違反する旨を述べたことでありました。(拍手)ただ賛成する者は、それゆえにこそ憲法を改正せよと主張したのであります。

なお、両法案の審議に際し、両法案において自衛隊の最高指揮者と規定されているばかりでなく、国会において最重要法案の提出責任者である吉田総理が、しばしばなる出席要求にもかかわらず出席しなかつたことは、審議にあつて委員会委員長としては遺憾の意を表せざるを得ないのであります。(拍手)今後かかることのないよう、政府に対して警告を免せざるを得ないのであります。

かくて、五月六日質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、大久保委員は自由党を代表し、戦時においては非武装中立を維持することは困難であり、自衛隊の範囲内における防衛力は憲法も否定するところではなく、かつ原子力以外の方法による侵略が想定せられるとして賛成の意見、栗山委員は改進黨

を代表し、侵略に対し国の平和と安全を守る責任を外国にゆだねていることは、独立国家としてきわめて不自然であるから、最小限度の軍備を整えるべきであり、その意味で、自衛隊はかかる意味での軍隊であり戦力だが、わが改進黨は、これを憲法改正せずして可能だと割り切つてゐるのに、政府はこの点をあまりにしている、それに、今日の吉田総理の口ごとのやり方を見て、本法案のように内閣総理大臣に権力が過度に集中することは不測の困難を招来する危険があるから、よろしく反省すべきだとの希望を付して賛成の意見、田中委員は日本社会党を代表し、自衛隊は、その任務及び装備からして、国際連合上軍隊であり戦力であるから、憲法違反であり、ことにM S A援助協定に基く義務の結果として、アメリカの対外政策のために海外に出動せられらる危険がある、佐藤法制局長官が、委員会答弁で、公務員としての協力と言つたのはこれを意味しているものである、国際間の緊張が次第に緩和の傾向を増大していることは、諸方副総理もこれを認めているくらいである、しかるに、このとき、両法案は、防衛費の増大によつていたずらに国民生活を圧迫するのみならず、アジア諸国を刺激して、むしろわが国の平和と安全を阻害するものであるとして反対の意見、(拍手)中村高一委員は日本社会党を代表し、まず二箇月近い審議中、総理の出席がわすか最終日の二時間足らずであり、かつその態度が冷酷にして傲慢不遜であるために、審議に不用の時間を要したと責め、それから、両法案は、保安庁法とその内容を一変し、政府が従来容許して来たところの漸増方針とはまったく異なるものであり、かつ憲法に違反するものである

り、わが国の財政力からしてもまずまず国民生活を圧迫するものであるとして反対の意見、(拍手)辻委員は、軍機構として指揮官と幕僚が混同されていること、幕僚がアッジョが起るというクーデターに利用されやすいという重大な欠陥があることを指摘して反対の意見、(拍手)また中村梅吉委員は日本自由党を代表し、両法案と憲法との関係については割切れないものがあるが、独立国として自衛のために防衛力を持つことは当然必要であるばかりでなく、集団安全保障機構に参加するには、ある程度の準備が必要であるとして賛成の意見を述べられ、採決の結果、多数をもつていづれも原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋本虎次郎) これより討論に入ります。田中総理、これより討論に入ります。

○田中総理(田中総理) 私は、日本社会党を代表して、両法案に關し反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

両法案によりますと、自衛隊は、保安隊及び警備隊と異なり、外敵の侵略に對抗することを主たる任務とするものであります。従つて、国際連合に照して自衛隊は明らかに軍隊であり、木村保安庁長官も「ながらこの事実を認めざるを得なかつたのであります。(拍手)しかしながら、木村保安庁長官は、たとひ自衛隊は軍隊であつても戦力なき軍隊だといふ説を弄し、従つて憲法違反にあらざるを主張しておられます。私は、自衛隊は軍隊たることによつてすでに戦力であり、従つて陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と規定した憲法第九条にまつ向から抵触するものであると確信するものであります。(拍手)

日本国民は、憲法前文において「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言しておるのであります。今日、世界各國の平和を叫ぶ人々の声は、ベルリン会議からジュネーヴ会議へとこたまたまして國際緊張緩和の傾向はますます顕著であります。ビキニの死灰の戦慄はこの傾向に拍車をかけつたといふ。今こそ、日本国民は、かの伝説の鳥フエニックスのつてきたと世界の平和を訴へ、みづから再び憲法に約した非武装、不戦の誓いを新たにしなければならぬときであると思ふものであります。これが日本民族に眞に永遠不滅の生命を与える唯一の道であります。

政府は、國の自衛権は憲法第九条において認められてゐると主張しております。私も、いやしくも國民が祖國を守る固有の權利を有することを否定するものではありません。しかし、私は、國を守るに武力をもつてせず、外交そのよろしきを得て國を守ることにこそ最も賢明な方策だと考えるものであります。(拍手)吉田首相は、第六回國会の衆議院外務委員会におきまして、「日本は戦争を放棄し、軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある、外交その他の手段でもつて國家を自衛する、守るといふ權利はむしろあると思ふ。」と答へて、私の所見とまったく符合を合する発言をいたしておるのであります。(拍手)しかるに、今日政府は、首相のかつての正當な憲法解釈を翻して、自衛隊法第十八条において、明らかに武力をもつて自衛権を行使する方針を打出し、しかも、てんとして現れるところを知らないものであります。

すでに一たび武力による自衛権の行使を肯定するならば、自衛と侵略とを区別することは困難であります。自衛隊法第七十六条において、内閣総理大臣が防衛出動を命じ得るのは、外部からの武力攻撃が現実に行われた場合だけでなく、単に武力攻撃のおそれがある場合をも含むことになつております。國際公法の通説として、自衛権は隣接した他國の領土に及ぶという解釈が一般に行われておりますが、政府もまた自衛隊の防衛出動に關連してこの解釈を採用しております。しかるに、攻撃は最善の防禦なりという言葉もありますから、日本が自衛の名のもとに他國の領土において武力を行使する場合、それがはたして自衛行動であるか侵略行動であるか、これを区別することはほとんど不可能であります。

また、武力をもつて國を守ることを考えるならば、日本は必然的に米ソいづれかに依存しなければなりません。原子兵器と超音速航空機の出現した今日、日本の衰弱な国力と、米ソ兩國の間に戰略的優勢を占める日本の立場よりして、一國の單獨の防衛は理論的にも實際的にも不可能であります。政府が日米安保条約とM S A協定によつて對米依存の防衛方針を立てたことは、政府としては當然のことでありました。だから、私は、単に自衛隊が日本の再軍備であるという理由によつて、自衛隊がM S A再軍備であるといふことによつて結局アメリカの傭兵部隊となるにすぎないという理由をもつて、日本の獨立と平和のために斷固としてこれに反対するものであります。(拍手)かくしてきまつた自衛隊が、アメリカ製の武器によつて裝備され、アメリカの軍事顧問の教育訓練を受けて、日米行政協定第二十四条に約した

非常時における日米共同防衛の義務、さらにM.S.A協定第八条に認められた国際緊要の原因を除くため相互に合意することのある措置をとることの義務、これらの義務を履行するためにアメリカ軍の補助部隊として動員され、必要に応じて海外出動を求められる公算はきわめて大なるものがあるのではありません。(拍手)

諸君、アメリカは今日自由と民主主義の女神ではありません。国内においては、黒人に対する非人道的な差別待遇は今日依然として行われ、軍需資本家の豪華な生活の陰には悲惨な貧民窟があり、反共ヒステリーのマツカシズムは、かつてジェフアーソンやリンカーンによって高揚されたアメリカ自由の精神を窒息せようとしております。国外においては、差違った恐慌の襲来からのがれようとして、世界至るところに自国製品、特に軍需品の市場を求めて狂奔しつつあります。特にアジアにおいては、日、英、仏、蘭にかわり、新しい帝国主義的支配者として歴史的に登場しつつあります。インドシナの燃え上る革命的民族運動に対処するためにアメリカが提案した東南アジア防衛体制の構想は、近き将来太平洋反共防衛体制にまで発展する可能性があるのであります。アメリカの、かかる帝国主義的脅威については、戦時中、当時の政府は、米英連合という極端に誇張された表現をもつて国民に宣伝したものでした。その宣伝の当否はともかく、その脅威はそのまま今日においても存在しているのではありません。当時比して増大してこそおれ、決して減退してはおりません。

政府は、しきりに、日本がアメリカを中心とする自由世界と共同防衛体制を結ぶにあらざれば中ソ侵略の脅威に對抗することはできないと説いております。国民の中には、この説を信じて

者が少なくないのであります。はたしてソ連は日本に侵略するか。中国は日本に攻撃するではありませんか。マレーンコフや毛沢東にしても、革命はこれを他国へ輸出し得るものではないということは十分知っているはずであります。また、日本の改革を中ソ両国の軍隊の干渉によつて行おうと企てる者があるならば、民族の誇りをこれを許さないために、国民大衆の支持を失い、結局失敗に陥することは明瞭であります。さらに、中ソ両国は、人口は豊富であり、国土は広大であり、資源の点においては大体自給自足することができ、さうして、恐慌と失業を知らぬ、拡大する国内市場を有している、無限の進出を試みる経済的な必要はありません。なるほど、中ソ両国にとつて日本の工業力の一つの大きな魅力であるかも知れません。しかし、侵略によつてこれを得ようとするならば、日米共同防衛体制ははかばかしくなく、アメリカのこの戦争を誘発し、その結果日本の工業力が一瞬にして潰滅に陥ります。中ソ両国としては、むしろ平和的な経済交流によつて日本の工業力を利用することがはるかに賢明な方針であります。しかも、中ソ両国の国民は、過去の戦争の悲痛な体験から、何よりも平和を望んでおり、また社会主義建設の大事業は平和なくして成功し得ないことがよく知っているのではありません。私は、中ソ両国の平和政策が、この平和を熱愛する広汎な大衆に支持されている事実にかんがみ、その真実を認めてしかるべきだと考えるものであります。(拍手)あるいは朝鮮及びインドシナの事態を目して中ソ侵略を云々する者があります。朝鮮戦争は

南北朝鮮の民族的な統一が実力をもつて行われたことに端を発し、これに干渉した国連軍が鴨綠江岸に殺到するに及んで、中国の義勇軍による参戦を誘発したのであります。インドシナ戦争は、フランス帝国主義の陥穽を脱せんとするヴェトナム人民の解放闘争が軍事的根拠を呈したものにすぎないのであります。これらの事態をもつて中ソの侵略を説くことは、すなわち傷持つ者の被害妄想であります。(拍手)

私は、中ソ両国の国民と同じく、アメリカの国民もまた平和を欲していることと確信しております。(拍手)そして、日本国民もより平和を欲してあります。もし米ソ両陣営の指導者が真に賢明であるならば、そして特にアメリカの指導者が、帝国主義政策をやめて、国内においては軍需資本家の独占利権のためでなく、国民の福祉のために再びニュー・ディールをより拡大された規模において採用し、国外においては社会主義諸国との平和的対通により経済恐慌を回避するほどに賢明であるならば、イデオロギーや社会体制の相違にかかわらず、両陣営は平和的に共存し得ると信ずるものであります。(拍手)わが日本社会党の自主中立外交政策は、まさに米ソ共存の可能性の上に立つものであります。われらが武力によらず外交によつて国を守ることを決意いたしますならば、外交は本来多面的な接触を特徴とするものでありますから、親米にして同時に親ソたる自由の立場をとることが可能であります。かかる多面的善隣外交のみが日本の安全を守り、東西市場をも日本に開いて、日本の経済自立を可能ならしめるものであります。

汚職と腐敗に包まれた現在の国会は、国民の意向を正當に反映しているのとは考えません。従つて、国民多

数の意向に反して、この防衛関係三法案が不幸にして国会を通過することもあり得るのであります。その結果、M.S.A再軍備ともいへば自衛隊が実現を見るに至りましたならば、すでに述べた海外派兵等の危険のほか、その内外に及ぼす影響は実に重大なものであるのではありません。

すなわち、第一に、民主化の日なお浅い日本において軍国主義的風潮が再現する危険があります。軍官民の社会的序列が復活するおそれがあります。さらに両法案の内容を検討いたしますならば、自衛隊員の服務に関する諸規定や、防衛出動時に行われる施設管理、物資の取用、業務従事命令等に関する諸規定は、いずれも国民の基本的人権を侵害するものであり、志願制度による隊員の増員が一定の限度に達し、遂に徴兵制度がしかれるに至りますならば、人権侵害はさらにはなはだしくなるものと考えられます。

第二に、自衛隊によるM.S.A再軍備は財政上重大な負担を国民に課することになります。外国の事例を見ても、M.S.A援助は、被援助国の軍事費の負担を軽減するどころか、むしろこれを増大する傾向にあるのであります。(拍手)現に、わが国の昭和十九年度の保安庁経費は、前年度に比し三〇%の増加を示しております。そのために、民生安定や、社会保険や、教育文化関係の経費が著しく圧迫されたことは周知の事実であり、この傾向は、再軍備の発展につれ、ますますひどくなるものと考えられます。(拍手)

第三に、再軍備の進展につれ、日本の産業構造において軍需産業が典型的に発達し、平和産業や中小企業が圧縮される結果を来す危険が十分に考えられるのであります。さらにM.S.A協定がわが国の軍需品に対する域外買付を

期待しておりますが、輸出産業として軍需生産という考えは、やがて日本をアジアの兵器廠たらしめようという構想に通じるものであります。そうなるやインドシナ戦争のような局地戦争が行われていることを望む死の商人の非人間的な心理を生むおそれがあるのではありません。軍需産業の株が朝鮮半島で暴落し、インドシナ戦争長期化の見込みで高騰したことによつても、この微妙な心理を示して余りあると考えます。

第四に、軍隊は必然に軍事上の機密を伴うものであります。しかし、一たび社会の一隅に機密のとりかぎりがおきなれば、やがてこれは社会全体に拡大する傾向を持つものであります。防衛秘密保護法は、今のところM.S.A援助武器のみに対象としたしておりますが、遠からずして広汎な対象を持つ軍機保護法が制定されるに至るであろうことは必至であります。その結果は、すでに制定されておる破防法や、目下参議院で審議中の教育関係三法案等とともに、言論や思想の自由のない暗黒社会を現出することになり、戦後十年にして日本の文化的後退が再び始まるおそれがあるのであります。(拍手)

第五に、日本のM.S.A再軍備がアジア諸国に与える影響は実に深刻なるものがあります。今日の日本は、吉田内閣の方針により、アメリカ帝国主義のアジアにおける買収の道をたどりつつあります。しかしながら、今や解放途上にあるアジア諸国にとっては、日米経済協力の一環としての東南アジア開発というような構想は、東亜共栄圏のアメリカ製新版として、どこでも相手にされません。アメリカの完全な植民地と考えられていたフィリピンにおいてさえ、ナシヨナリスダ党の台頭と

昭和二十九年五月七日 衆議院會議錄第四十五号 防衛庁設置法案外「件

もに、アジア人のためのアジアという声が起り、日本の対比賠償案のごときも、フィリピン人の犠牲において日本の反共基地を推進するものだと非難する言葉が聞えております。爾余の東南アジア諸国における対日感情は一層険悪なものであるであります。かかる環境下MSA再軍縮を迫りますこと

は、日本がアメリカ帝國主義のアジアにおける番犬となることであり、アジア諸國民の恐怖と侮蔑の的となることでありましょ。 (拍手) 日本がMSSA 再準備を捨てない限り、アジア諸國との眞の友好を結ぶことは不可能であり、日本は永遠にアジアの孤児にとどまらなければならません。(拍手)

第六に、率直に言つて、自衛隊は二

立つかも知れません。しかしながら、日本の防衛のためにはどうてい役立(て)るものとは考えないのであります。(拍手)

以上の理由に基き、私は、両法案が日本の平和と安全と繁栄をむしろ阻害するものと信じ、絶対にこれに反対するものであります。(拍手)

平井錢一君（謀長）（坂原次郎君）

○平井藤一君 防衛庁

御承知の通り、この二法案は現行のものであり、まづ防衛衛隊法案の二法案について、自由党を賛成の意見を表明せしめて、自由党を賛成の意見とすることを要するものであります。（拍手）

ております。これが二法案のおもなる内容であります。

思うに、自衛ということとは、国家民族存立の根本原理であり、生物の鉄則であります。森羅万象ごとくところが自衛のための処置を講じておることは言をまたないところであります。(拍手)

防衛ということがまつた、必要のない理想世界が実現すれば別といたしまして、現在の段階、ことに最近におけるわが国の周辺における諸外国の軍備の状況並びにわが国が置かれている立地条件等を考えれば、理想世界の実現は遠く、むしろ侵略の可能性は多分にあると言わなければなりません。(拍手)

このような現実処して、国家及び民

について、政治優位の原則を明白にし、
 国防會議を設ける等、昔日の弊を再び
 繰返さざるよう配慮が加えられてお
 り、この点も妥當と申さなければなら
 ぬのであります。これ二法案を可とす
 る第一点であります。

日、おもちゃのような武器をもつては役に立つものではなく、従つて自衛隊の創設は無意味であり、必要はないという意見が阿社会党に必要なのであります。これはまづたく戦いの実態を知らざる者の議論であつて、たとへば原子並びに水素爆弾といふこともこれを運搬する過程があるべきものであります。これをその途中において狙

ねばなりません。もしそれ原水爆を恐
れるの余りまづたく国家防衛の要なし
と云うのは、あたかも死を恐怖する余
り、医者もいらぬ、薬もいらぬという
議論にひとしいのであります。(拍手)
今日における眞の国際緊張の実態を解

第二点でありました。(拍手)

次に、現在のごとき自衛隊の程度ではとうてい防衛に役立つかもたない、という議論がなされてはならない。強力な防衛力は一朝一夕にしてなるものではなく、年々物心両面にわたつて絶えずつねり上げられて行くべきものであります。それらの努力が結果としてこの二

強い防衛力となるのであります。これに對抗兵器の考案こそは絶対的なものでは、原子戦に入つたからとて、戦いの原理はかわるものではありません。これこそは、今後における防衛力を決定するもので、これにはたゆみなき努力と研究が必要とされるゆえんであります。一日早ければそれだけ防衛力は増

昭和二十九年五月七日 衆議院會議錄第四十五号 防衛庁設置法案外一件

最後に、国際信託と相互立すの二つ
あります。今や世界は相互立すの二つ
の陣営にわかれ、げんじしい冷戦または
熱戦のさ中にあるにもかかわらず、わ
が国の防衛には必要なく、国際連合の集
団安全保障にはたればよいではないかと
という議論がありますけれども、国際
連合の集団安全保障は、これをになう
べき各独立国家の信託、誠実の上に基
づけるべきものでありまして、ひとり
みずからの努力を尽すとして、ひとり
他に要求することは、国際信託にもと
もたずであつて、とうてい他国の信託
と協力を期待することはできないので
あります。(拍手)この意味において

以上申し述べましたごとく、二法案を
（拍手）国際信義と友好の立場からして
も、自衛力の涵養は絶対に必要であり
ます。これ二法案を可とする第五の理
由であります。

ます。もとより、自由、財産の二大權利の相對立する世界の現況において、切に恒久平和と人類の幸福、さらに國民の安寧と福祉を念願することにおいて、われ／＼は決して人後に落るものではありません。そのために

信と決意を中外に示すことによつて、
めて集団安全保障は期待できるとと
に、戦争の危険を回避し得るのであ
ます。その意味において、一に国民

○松前重義君登壇 私は、日本社会党を代表したとして、防衛庁設置法、国防衛隊法案、この両法案に対して反対の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

この二つの法案は、さきに全国民の強烈な反対を押し切りまして国会を通過いたしましたM.S.A協定と並んで、わが国の将来を決定いたしましたる実に容易ならざる内容を持つております。私は、この点に、憂憤禁じがたく、深く保守党諸君の深刻なる反省を促しまして、この二法案を罷り去らんと

るその第一点は、今日原子力の時代におきましては、自衛とか軍備とか称するものの内容が根本的に変化いたしました。おりますのにもかかりませず、政界、与党の諸君が、旧態依然たる軍備によりて、国民の血税を浪費してまじりついて、

名がモルモットがわりに使われて水爆の犠牲となりました。そうして、この水爆の威力は、もしわが国にこれが用いられるといたしますれば、およそ三三をもつてして日本全土を廢墟に帰せ

名一屋に一免これが落ちたのは、東京
その灰が降り、そのために水道の水
放射能に満たされ、野菜や米麦もす
て放射能を帯び、人体の内臓と脊椎を

することを覚悟せねばならないのであります。(拍手)

アインシュタインやその他の優秀な科学者たちの言によりますれば、第三次世界大戦において原子力が使われたといえますれば、二十世紀の末まで人類は絶滅するのである、いながら地上の動物界は姿を消すであろうと言われているのであります。これは、歴史的の新たな一つの時期、すなわち歴史の新たなまことの姿を正しく認識した科学者の言葉として、政治家たる者まさに襟を正して傾聴すべきものであると信ずるのであります。

(拍手) 次は、今日のご二つの法案。

り、中ソいづれかが日本に対し直接侵略の拳に出るといふことは、これはただちに全面原子戦争になるといふことであります。全面的な原子力戦争に共産勢力の直接侵略の危険をわき立てていたのであります。しかしながら、中ソいづれかが日本に対し直接侵略の拳に出るといふことは、これはただちに全面原子戦争になるといふことであります。全面的な原子力戦争に共産勢力の直接侵略の危険をわき立てていたのであります。

る徹底的な科学兵器による破壊が行
れることは必至であります。その
食、自衛隊はまづたく何の役にも立
ないのであります。直接侵略が実際
起つた場合何の役にも立たないこと

（拍手）これがすでにそも／＼矛盾しておるのであります。これ反対の理由第一点であります。

的な利用、またさらに進んで一般的軍備縮小の実現の声はほうはいとして全世界をおおつております。現に、国連軍縮委員会におきましては、国連軍縮委員会におきまして軍縮のための討議が進められており、平たアイゼンハワー大統領の原子力の平和利用の提案をめぐりつつあります。超国家的な管理機関が設置されること、これに各国家の主権の一部が委譲されること、すでに現実とせざるを得ないものとしておるものであります。このような世界の大勢にむかひ逆行いたしまして、何を好んでやせやせと歩みを進めるべきかと自問されたい。

案は、まさに原子力時代を認識しないとなるところの東条時代におきます。よまな、まことに貧弱なる生産力と科学をもつてであえてアメリカに對抗しました、あの無謀なる笑うべき政治概念に基いたものであります。政

理由であります。

とを意味するものであります。現に安保条約、行政協定、M S A協定とう一連のとりきめは、一朝有事の際

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 防衛庁設置法案外一件

本の自衛隊が米軍司令官の指揮のもとに入りまして行動する義務を負わしめておくことは明らかであります。(拍手) 具体的に米軍をもつて示すといいたしませんが、行政協定第二十四条に申しております日米の共同措置は、自衛隊法案の第七十六条に引つてありますところの防衛に出動するものではないかと、これによりまして、米軍の司令官は、その指一本を動かせば、自衛隊を海外に派遣することも、はたまた国内に軍事的クレーダーをし、くともできるというところに相なつておるものであります。(拍手) 先に私は全面戦争開始の危険は原子兵器の発達の結果消失したと述べたのであります。が、しかし、現にアメリカがやつておられますことは、単に中ソに対する威嚇にすぎません。しかしとするとならば、あわれむべし、わが自衛隊は、このアメリカのむねなき威嚇の道具として利用されておるのにすぎないものであります。(拍手) このような軍隊は、いかにわがわがの税金を食いつぶすのみで、またく百害あつて一利なし、すみやかに大縮減を行つて国内治安維持のための警察力程度にとどめ、さらに産業建設、国土開発にこれを転用すべきであります。これが反対の第三の理由であります。(拍手)

MSA協定につながる将来の道は何でありますか。それは、言うまでもなく、現在ワシントンにおいて若々とくろまされておりますところの太平洋軍同盟であります。これが中ソに対抗いたしますところの反共軍同盟であり、必ずしもアジアの人民の意図になつたものでないことは、インド、ビルマ、インドネシア三國がこれに背を向けておることによつても明らかであります。(拍手) MSA協定から太平洋同盟へ、これはすなわち、日本

の自衛隊が朝鮮が仏印があるいはその他の米軍司令官が指名する地域に出動して、むだな血を流すことを意味するものであります。(拍手) 海外出兵に對する政府と米軍との腹、すなわち米軍から海外出兵の要求があればこれに従ふという腹は、次の二つの事実によつても明らかであります。すなわち、その第一は、MSA協定の本文の中に海外出兵案項を書き入れないで、単に略略、アリスンのあいさつの中に述べたにすぎないといふことであります。第二は、与党たる自由党が、衆参両院において、野党側の提出いたしました海外出兵禁止決議案に反対し、これに難くせをつけて弾き去らうとしておることでもあります。(拍手) この二つの法案におきましては、海外出兵禁止の条項はどこにも見当たらないのみか、先に申し述べましたように、行政協定の日米の共同措置と自衛隊法案の防衛に出動との規定によつて、いつでも海外出兵できるようになつてゐるのであります。(拍手) この反対の第四の理由であります。

今かりに百歩を譲りまして、自衛隊が直接侵略に對抗できると仮定してみます。その仮定のもとに考えてみても、その兵器の補給源をすべてアメリカに依存している軍隊は、一たびこの補給がとまりますれば、たちまちも明らかなであります。第二次大戦は、戦争は生力力戦争であり、そうして補給の戦いであることが如実に示したのであります。アメリカの日本に対する勝利は、その生力力の基礎が崩れたる平和産業にあつたことを示して、おられます。かかる重大な教訓を再び学ばないで、平和産業を任置して国民生活を破壊し、ひたすらアメリカの軍需産業に依存してき上つたところのこの自衛隊

隊なるものは、日本にとつては、実は日本を守る自衛隊にあらずして、アメリカの空軍基地を守るところの他國隊と言わなければならぬのであります。(拍手) これが反対の第五の点であります。

防衛庁設置法案に規定いたしております国防会議の性格、さらにまた内閣勤務者の資格制限の撤廃は、まさにかつての統帥権の独立への道、これを復活するものであり、再び新たな軍閥の台頭と暗黒の軍部独裁を必然的に招来するものであると言わなければなりません。かくいたしまして、日本の政治は、別に提案されました秘密保護法案と相ましまして、急転直下、かつての東条時代のとき軍閥日本の復活への逆転したやうにしてゐるのであります。私は、この法案に賛成せんとする諸君が、将来自衛隊のカレーン銃に取囲まれて軍事予算のうのみを強制されるに後悔のほぞをかむと、今この壇上から繰返し強く警告するものであります。(拍手) これが私の反対の第六の点であります。

ただいまの自由党の代表のお話を承りますと、まさに、私は、かつての大東亜戦争当時、東条時代における期々夕なに聞いたあの勇ましい演説、あれそつくりであると思ひます。(拍手) このような誤解の歴史の見方におきましては、祖国の前途はまさに累卵の危きにある。歴史家は将来において必ずその非難を指摘するであろうと私は確信いたしまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

自衛隊法案に關しまして賛成の意を申上述べたものであります。(拍手)

御承知の通り、わが改進黨におきましては、独立後の日本の置かれたる立場を十分認識いたしまして、かねてから国力に相應した自衛軍の創設を主張して今日に至つたのであります。みずからを守るといふことは人間の本能であり、國を守るといふことは、たとひ敗戦國といへども、わが国民の当然の、しかも神聖なる義務と私は考えます。(拍手) 敗戦後のわが國は憲法によつて侵略的な軍備を保持することは禁止されておりましたが、わが國がいつまでも無防備の状態に放置せられることは、わが國を取巻く國際の諸情勢より申しまして、決して許されるものではないと、わが國が自衛隊を必要とすることは當然の帰結と考えられるのであります。さらに、わが國における自衛力の必要は、サンフランシスコにおける平和条約に伴ひ締結せられたる日米安全保障条約によつても明確に規定されておるのであります。すなわち、同条約は、その前文において、「アメリカ合衆國は、日本國が、攻撃的な脅威となり又は國際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられうべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に對する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふことを期待する」と、きわめて明かにせられておるのであります。われわれは、かかる趣旨を十分に理解し、早くより国力に相應した長期防衛計画を立て、自衛軍の創設をもつて外敵に對抗し得る眞摯の心を鮮明にいたしておりましたことは、諸君御承知の通りであります。(拍手)

かかる意味におきまして、本法案に賛成の意を表することは決してやぶさかでないものであります。しかしながら、わが國の防衛問題に對する今日までの政府の態度には必ずしも満足するものではありません。この法案通過にあたりまして、むしろ深い憂鬱と不安の念を抱かざるを得ないのはきわめて遺憾とするところであります。私は、この際、防衛問題について政府に對する不満の点を率直に披瀝して政府の猛省を促すとともに、この法律の運営に關し政府はその慎重を期せられんことを期待し、本法案の成立をはからんとするものであります。

第一は、政府が眞に國を守る自衛軍を創設する熱意ありやないやという点であります。申し上げるまでもなく、國家の防衛は、國家存亡の基礎であります。重要な問題であり、國家の運命を支拂ふ重要な問題であります。いかにわが國が獨立を回復した以上、當然自國の安全は自力によつて保障せらるべきものであることは論をまたないところであります。従つて、國防に關しましては、あくまでも自主的に政府がその見解を表明し、自己の判断に基いて目標と計画を立て、誠意と信念をもつて國民に訴へ、しかる後に國民の理解と納得を受くべきものであると信ずるものであります。(拍手) しかるに、政府は、この問題については何ら具体的な計画を示すことなく今日に至つておるのであります。本来、このような自衛軍を創設するにあたりましては、全然計画的なものであるといふことは、普通の常識から申しましても考えられないのであります。政府は二十九年度以降の防衛計画についてはまだつきりしてないと言ふのみであつた、全然今後の防衛計画を國民の前に示さないのは、はなはだ遺憾とする次第で

あります。〔拍手〕政府の態度は、あたかも M S A を（受け入）れたために急速自衛軍の創設を考へ出したのがごとき感傷を国民に与えておるのではありません。これのために必要以上にこの問題を混乱させた結果となり、これは一部の人々たちには、アメリカに押しつけられてアメリカの傭兵をつくるのだという宣伝の口実を与えておるのではありません。これでは隊員の志気にも重大な影響があるばかりでなく、国民に信頼されない軍隊ができ上ってしまうのではないかと、ひそかに憂うるものであります。もとより、将来徴動だにしないとは容易なことではないと存じます。しかし、今や自衛隊を創設し、陸上、海上自衛隊のほか、新たに航空自衛隊まで設置せんとはあたなつて、将来の計画の概略を示すことは政府の当然の義務であると信ずるものであります。〔拍手〕ゆえに、われくは、きわめて近い期間に政府が防衛計画について必ずこれを提示されんことを強く要求するものであります。

第二は、自衛隊の性格が憲法との関係においてきわめてあいまいであるという点は、われ／＼の最も遺憾とするところであります。われ／＼は、警察予備隊をつくり、これを保安隊に改変した当時より、これは戦力であり、また実質上の軍隊であると主張して参りました。過日、内閣委員会公聴会の席上において、公述人野村吉三郎氏は、警察予備隊が生れたときより、これはアーミーのスタートだと思つておる、これを憲法との関係において政府としては非常に苦慮しておるうだと申されおりました。しかるに、政府は、自衛隊は軍隊なりやいなやの質問に対しては、緒方副総理は、軍隊ではなく特殊隊員なものであるというふうに片づけ、さ

らに木村保安局長官は、これよりも一歩前進いたしまして、外部より武力攻撃に対処し得る実力部隊を軍隊なりと解釈するならば、自衛隊はまさに軍隊であるとなし、わが党の須磨彌吉郎氏の質問に對しましては、木村個人としてはまさに軍隊であると言弁をせられておりました、われ／＼の知らんと欲するところは、木村個人の見解ではなく政府の見解であり、國務大臣としての木村君そのものの見解であります。従つて、政府が自衛隊は軍隊と言つてもさしつかえないとの苦しい答弁をしておるその心底は、憲法との対決を恐れるためであることです、すでに万人のひとしく認めるところであります。

鳩山前自由党総裁も、かつて現政府の態度を非難して、政府が保安隊を軍隊にあらずとすは、あたかも白馬は馬にもなはだしと言わなければならぬ、たとひと喝破せられたことは、世人になお耳新しいところでありました。自衛隊法案は、その第三条に「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、

直接侵略及び間接侵略に対しわが國を防禦することを中心たる任務とし、この明かにされてゐるようによ、従來の保安隊の有した警察的任務はまったく払拭せられ、わが國に「必要に應じ、公共の秩序の維持に當るものとする」といふ順序の維持に當るものとす。従つて、従來の保安隊は、實質上はともかく、法制上は警察力であると強弁する余地はありませんが、今回の自衛隊は外敵の侵略に対する防禦を主任務としておる以上、これは明らかに軍隊であることは、世人の常識も學者の見解もひとしく一致するところでありまして、この一毫末も疑ひをいれる余地はないのであります。もしこれを軍隊にあらずと云ふならば、白馬は馬にあらずの域

を越えて、しかをさして馬となすの類であると言わなければなりません。政府は、完全な軍隊ではない論拠として、憲法によつて交戦権を認められていないと述べておられますが、いわゆる自衛のための交戦権は、これに伴う国際法上の諸種の待遇はこれと認め、終極上の答弁に一貫性を欠いておられますことは、はなはだ意外とするところであります。すなわち、自衛隊は軍隊であり軍備であると言ふと政府の所信を明かにしてこそ、初めて隊員の志気も上り、決意もかたくなり、また国民のこれに対する理解も深くなるものであります。私に信ずるものであります。(拍手)わが改進黨は、國家が自衛の權を持ち、自衛のための軍備、自衛のための戦力を持つことは條理上當然であり、現行憲法これを禁ずるものにあらずとの見解の上に立つものであります。しかるに、政府は、今日もなお自衛隊をもつて戦力にあらずと主張しておるものであります。これは、政府のみならず、われわれのこの見解に同調す

あ、まあ、かつ不徹底なものであり、その対内的、対外的に犯した責任は決してわれ／＼の道徳に存するところは、先ほど申し上げました通り、あくまでも自主的に創設し、自主的に計画すべきはその自衛のための軍備、あたかもMSA援助を受けるための条件のごとき疑惑と誤解を生ぜしめたことであつたりまして、しかも、本法案を実施するにあたりましては、真にやがて疑惑と誤解を完全に一掃し、真にわが国と平和と独立を守るために、国民より十分なる理解と協力を得なければならないのことは当然であります。政府にその努力と熱意の足らざることは、われ／＼の理解に苦むところでありませう。

以上述べましたがごとく、わが改進党は、防衛問題に関する政府の従来態度につきましても重大なる責任を問ひ、かつその不徹底なる見解につきましても多大の不满を禁じ得ざるものを感じつつも、あえて本法案の制定に對し協力をいたし、本日に至りました以上のもは、国家防衛の問題は一党

ると言われまして、一百も反駁の余地はないのであります。わたくしは、この際、一日も早く必要にして最小限の軍備を保持し、すみやかに米國軍隊の撤退をはかるべきであるとの基本態度には多大の不滿を抱きつつも、本二法案に対し賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(尾崎久郎君) 辻政信君。
〔辻政信君登壇〕

○辻政信君 私は、社会党の皆様とはまったく異なる立場において、この法案をよりよくしたいということを含願いたしました。ゆえに、多くの欠点を持つ政府の原案を無修正で通すことには遺憾ながら賛成し得ないものであります。

この法案は、三党協定の要綱に挂いてつくられたものでありますが、協定に關れた部分が事務官儀によつて、任意に法制化され、もしくは意識的に三党協定の精神をゆがめられた疑いが多くあります。木村長官の御答弁によれば、自衛隊は軍隊及びその

前掲て法案を提出されたことであ
りましたから、以下、その見地に立つ
て、最も重大なる三つの欠陥を指摘し
たしまして、政府の反省を促したいと
思ふのであります。

その第一は、指揮官と幕僚の性格に
對する認識を誤つておられる点であり
ます。指揮官は、任務に基いて意思を
決定し、部隊を指揮命令するものであ
り、幕僚は、指揮官の意思決定に必要
な意見を述べて、それを補佐するもの
であり、部隊に命令する権限を持たな
いというのが常識であります。卑近な
例を引いたしまして、吉田総理大臣は
指揮官であり、福永官房長官は幕僚で
あります。総理が御病氣のときで
も、官房長官が総理を兼ねることは許

昭和二十九年五月七日 衆議院會議錄第四十五号 防衛庁設置法案外一件

されないのであります。このようにわかり切った道理が原案には無視されています。すなわち、陸海空の幕僚長は、その名の示すごとく、一面においては長官を輔佐する幕僚であると同時に、他面においては長官にかつてその命令を執行する指揮官を兼ねるものとなっております。指針においては大した不便を感じませんでしょうが、侵略を受けて出動するような場合においては、統帥上の重大なる欠陥を暴露することは火を見るよりも明かにおおります。このような非常識な制度は、おそらく日本以外の世界のどの国にも見当らないのであります。自衛隊に直接侵略に対抗する任務を担うに直接

的とされてしまつて、これと密接な関係にある防衛局長の権限を調整せられたかつた点とあります。この過失に乗じ、事務官が、それが特有の技巧をもつて彼らの希望によつて巧みに法制化したものであり、その結果果して、防衛局長を中心とする官僚軍閥の発生の大なる危険を包蔵するものとして断ぜざるを得ないのであります。この不安を除くために、防衛局長の権限を政務に關するものに制限をされて、純軍事に關しましては、三党協定の精神を生かして、統合幕僚會議をもつて、長官の最高幕僚たらしむべきものと考へております。

陸、海、空自衛隊にはそれぞれ、専任の最高指揮官を置き、その下に幕僚部を設け、その幕僚長をもつて統合幕僚会議を構成するように原案を修正されることは当然であり、かつ絶対に必要と考へるものであります。

又、右の第三点以上の遊藝場より、
を企てるのにきつて都合よくす
を企てるといういふ点であります。す
また、自衛隊法案の第百十九条の罰
を見ますと、自衛隊員が多数共同し
上官の職務上の命令に反抗し、また
指指揮権を有しない者が上官の命令に
反抗してかつてに部隊を指揮した場合
においても、三年以下の懲役または禁

この法案は多分に持つてゐる、どうした点であります。幕僚の下廻しを企図した点であります。その権限を適当に分散すべきであり、一つの部に過大の権力を集めておいてはならないのであります。しかも、本法案は、防衛局長に軍事と政治の基本的権限を集中し、統合幕僚会は実質的には防衛局長の下廻し機関たることを免れず、幕僚ファッショの危険を欠陥の第二は、幕僚ファッショの危険

という、きわめて軽い刑罰を科してゐるものであります。自衛隊は平時から兵器を持つてゐる十六万四千五百三十三名の集団であることを忘れ、また暴革命を企てる者は、右と左を問わぬ、いづれの國、いづれの時代におき用するものであるといふ歴史的事實、吉田兇理大臣以下政府の責任者

の権限を手をえられてゐるにすぎないの
であります。三党協定において、統合
萬會、空を新たに設け、その趣旨は、
豫備、海、空、自衛隊の対立を防ぎ、訓練
と運用と輸給を調整し、純軍事の最高
幕僚として長官を補佐するにあること
はききわめて明瞭であります。協定に
際し一つのミスを犯されております。
それは、統合萬會会議の権限のみを統

会職員の各位もお忘れなすておる
ではないかといふ点であります。
・二六事件を再び起しても、その首
が三年以下の懲役といふ寛大な処置
おとりのなり、それで軍の規律が維
持できるものとの自信をお持ちになつ
おるかどうが。私は、過去における
い経験を回想いたしましたして、慄然た
ざるを得ないものがあるのであります。

いて考えざるを得ないところであると思ふのでござります。

また、本法案については、ただいま議員から列々として御指摘がござりましたように、なるほど、掘り下げた検討いたします。この法案自体には幾多の欠陥がまだ残つておると思ふのでござります。これらの点につきましては、かねて保守三党間に行われた防衛折衝において、それ／＼問題にされたのでござります。しかし、まだ、この二法案によつて設けるこの設備なり、進めるところの自衛隊というものは、もちろん完全な国防力、完全な軍備とは言えないものであつて、一種の準備段階に属するのでござります。それらの欠陥を完全になくするといふことは、今の段階では困難であるといふような見地から、まあこの程度で当分やむを得ない、いづれ将来の発展に従つて改善を要するものといふことで、われ／＼その結論を得たようになつてござります。

なお、防衛二法案と憲法との関係につきましても、三党折衝の段階におきましていろいろ／＼熱烈なる議論を闘はしたのでござります。結局結論を得ることができなかつたのであります。これは、改進黨、自由党、あるいはわれわれ日本自由党、それ／＼憲法の解釈について若干の相違を持つておるわけでございます。従つて、憲法と防衛二法案との関係については完全な意見の一致を見なかつたのでござります。が、しかしながら、こゝから防衛設備を進めよう、しかもこれにだん／＼と筋金を入れて行こうとするならば、憲法の改正といふことは必然的なことに属すると思ふのでござります。この点につきましても、政府の責任において善処せらるることをわれ／＼は期待して、一応あの折衝においてこの結論

を是認したのでござります。しかしながら、政府のその後の態度を見ておりますと、昨日の内閣委員会におきまして、総理大臣は、以前と同様に、あくまで憲法を改正いたしません、こゝ所置をされるのでござります。しかし、現実を見ますと、与党の自由党内にも憲法改正調査会が設けられております。この調査会が設けられたということは、憲法を改正しないための調査会ではなからうかとも私は思ひます。よもやそれではないだろうと思ひます。してみれば、この憲法改正調査会を与党内に設けられたといふことの現実そのものは、すでに憲法改正に向つておるものであるといふことは明らかな現実であると思ひのであります。が、吉田総理は、私は憲法を改正いたしませんと断言をされるのであります。これは、なるほど吉田総理の立場も了解がでないことにはござります。現行の新憲法を制定することはいまは、現在の吉田総理大臣がやはり政局の地位にあつて、総理大臣の立場でこの憲法の制定をせられた。その際には、この日本の新憲法は世界無比の平和憲法であると彼は推察をされたのでござります。その推察をされた立場として、自分の口から憲法を改正するともいへない複雑な心理状態にあるのではないかと思われるのでござります。しかしながら、われ／＼冷静に考えますときに、独立国として、自衛のための防衛力を完成して行こうとするのには、憲法改正は先ほど申し上げた通り必然的であります。この点について、政府がもつと虚心になつて、率直にわが國の置かれておる現実を直視して意見を表明せらるることを私も是れを期待をいたしておつたのでござります。が、残念ながらわれ／＼の期

待するような政府の所見を承ることができなかつたのでござります。

しかしながら、われ／＼といたしましては、先ほど来申し上げましたように、日本の独立を完成するに外國軍隊によつて保護を受けておるこの現状を打開して独立を完成するためには、どうしても自衛のための防衛力を進めなければならぬ、かような見地から、憲法との関連については割切れないものでござります。持っておりますが、ここにこの二法案に対しては賛成の意見を表す次第でござります。(拍手)

○議長(橋本次郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(橋本次郎君) 採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。兩案の委員長の報告はいずれも可決であります。兩案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉議。

氏名呼召を命じます。

〔委員氏名を呼召〕

○議長(橋本次郎君) 投票漏れはあります。投票漏れなしと認めます。

投票箱開閉。開閉。開閉。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(橋本次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

〔事務局長朗読〕

投票総数 四百十五

可とする者(白票) 二百七十七

否とする者(青票) 百三十八

〔拍手〕

○議長(橋本次郎君) 右の結果、防衛庁設置法案及び自衛隊法案はいずれも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

防衛庁設置法案外一件を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名	
相川 勝六君	逢澤 寛君
青木 正君	青柳 一郎君
赤城 宗徳君	秋山 利恭君
足立 龍郎君	森山大賀吉君
荒瀬清十郎君	天野 公義君
安藤 正純君	有田 二郎君
飯塚 定純君	伊藤 卿一君
池田 清君	生田 宏一君
石井光次郎君	田中 勇人君
石橋 派山君	石田 博英君
今村 忠助君	大森 健君
上塚 司君	岩川 興助君
内田 信也君	植木庚子郎君
江藤 夏雄君	内海 安吉君
小笠 公昭君	遠藤 三郎君
小澤 重吉君	小川 平二君
尾崎 末吉君	小高 嘉郎君
越智 茂君	尾関 義一君
大上 司君	緒方 竹虎君
大西 順夫君	大久保武雄君
大橋 武夫君	大橋 伴隆君
大平 正男君	大橋 忠一君
岡崎 勝男君	大村 清一君
岡村 隆三君	阿木 忠雄君
加藤 隆三君	押谷 富三君
加藤 謙五郎君	加藤 常太郎君
金光 勝夫君	鍛冶 良作君
河原田 謙吉君	川島正次郎君
木村 武雄君	菅家 喜六君
菊池 義郎君	木村 文男君
岸田 正記君	北 信吉君
久野 忠雄君	熊谷 憲一君
倉石 忠雄君	熊谷 泰典君
小枝 一雄君	小金 義昭君
小坂 善太郎君	小平 久雄君
小西 寅松君	小久 雄三君
小林 綱治君	小松 錦君
佐々木隆雄君	小峯 柳多君
	昌三君
佐藤 栄作君	佐藤 虎次郎君
坂田 英一君	坂田 道太君
迫水 久常君	始関 伊平君
堀内時三郎君	森田 弘作君
島村 一郎君	鈴木 良平君
鈴木 仙八君	鈴木 善幸君
鈴木 正文君	世耕 弘二君
瀬戸山三男君	関内 正一君
田口長治郎君	田子 一民君
田嶋 好文君	田中 伊三三君
田中 好君	田中 彰治君
田中 龍夫君	田中 高松君
田中 光一君	高橋 英吉君
高田 弥市君	高橋 等君
高橋 三郎君	武田信之助君
竹尾 式君	玉置 信二君
武知 勇郎君	塚田十一郎君
津島 俊郎君	辻 寛一君
塚原 俊郎君	網島 正真君
土倉 宗明君	寺島隆太郎君
坪川 信三君	寺井 一夫君
富田 健治君	中川 俊忠君
中川 源一郎君	中村 幸八君
中山 清君	仲川 房次郎君
中村 マサ君	長野 長廣君
永田 良吉君	南條 徳男君
滝尾 弘吉君	西村 英一君
丹羽 啓四郎君	西村 久一君
西村 貞巳君	野田 卯之君
根本龍太郎君	葉梨新五郎君
羽田武嗣郎君	橋本達三郎君
馬場 元治君	長谷川 峻君
橋本 龍伍君	濱田 幸雄君
花村 四郎君	林 譲治君
濱地 文平君	原田 謙吉君
林 信雄君	平野 三郎君
平井 義一君	福田 三郎君
福井 男君	福田 勉夫君
福永 健男君	藤枝 泉介君

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 防衛庁設置法案外一件

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

船越 弘君	船田 中君	千葉 三郎君	床次 徳二君
降旗 忠弥君	保利 茂君	内藤 友明君	中島 茂喜君
坊 秀男君	堀川 恭平君	中嶋 太郎君	中野 四郎君
本多 市郎君	本間 俊一君	中村 三之丞君	木本 芳雄君
前尾 紫三郎君	前田 正男君	長谷川 四郎君	廣瀬 正雄君
牧野 寛三郎君	益谷 秀次君	福田 繁芳君	藤田 義光君
増田 甲子七君	松井 豊吉君	古井 喜實君	古屋 菊男君
松岡 俊三君	松野 朝治君	町村 金五君	松浦 周太郎君
松山 鐵蔵君	三池 信君	三木 武夫君	三浦 一雄君
三浦 實之助君	三和 結一君	栗山 博君	柳原 三郎君
水田 三男君	南 好雄君	山下 春江君	山手 満男君
宮原 幸三郎君	村上 勇君	平田 竹千代君	中村 梅吉君
持永 義夫君	森 清君	松田 竹千代君	松永 東君
安井 大吉君	山口 久一郎君	三木 武吉君	山村 新治郎君
山口 好一君	山口 六郎次君	只野 直三郎君	
山崎 好男君	山崎 巖君	阿部 五郎君	青野 武一君
山中 貞則君	山本 勝市君	赤路 友藏君	赤松 勇君
山本 正一君	山本 友一君	足鹿 登君	飛鳥 田一雄君
保岡 武久君	吉田 延延君	谷谷 悠蔵君	井手 以誠君
吉武 惠市君	渡邊 良夫君	井谷 正吉君	伊藤 好雄君
耳 四郎君	赤澤 正道君	石山 權作君	石村 英雄君
芦田 均君	荒木 義壽夫君	小川 豊明君	稻村 昭三君
有田 喜二君	五十嵐 吉蔵君	加藤 清二君	加賀田 進君
井出 太郎君	伊東 岩男君	勝岡 田二君	片島 澄君
池田 清志君	白井 莊一君	神近 市子君	上林 與市郎君
小山 倉之助君	大原 唯男君	久保田 勲松君	北山 愛郎君
大高 康君	岡田 勢一君	佐々木 重三君	黒澤 幸一君
金子 重三郎君	加藤 高蔵君	齋木 重三君	佐藤 剛次郎君
川崎 秀二君	神戶 眞君	志村 茂治君	櫻井 奎夫君
楠美 省吾君	栗田 久衛君	島上 善五郎君	柴田 義男君
小泉 純也君	小島 徹三君	鈴木 茂三郎君	下川 儀太郎君
河野 芳男君	佐藤 芳男君	田中 稔男君	田中 鐵之進君
齋藤 徳三君	櫻内 義雄君	高津 正道君	多賀 谷貞蔵君
笹本 一雄君	志賀 健次郎君	柳 兼次郎君	滝井 義高君
推熊 三郎君	重光 義君	永井 勝次郎君	辻原 弘三君
高瀬 傳君	田中 久雄君	西村 力弥君	成田 知巳君
竹山 祐太郎君	高橋 祐一君	芳賀 賀君	野原 覺君
	館林 三男君	長谷川 保君	秋元 たけ子君
			原 茂君

福田 昌子君	古屋 貞雄君	久保田 豊君	黒田 壽男君
帆足 計君	櫻根 七郎君	小林 信一君	館 俊三君
細迫 兼光君	正木 清君	辻 政信君	中原 健次君
松原 善之次君	三鍋 義三君	中村 英男君	原 隆君
武蔵 運十郎君	森 三樹二君		
八百板 正君	安平 龍一君		
柳田 秀一君	山口 丈太郎君		
山崎 始男君	山田 長司君		
山中 露史君	山花 秀雄君		
山本 幸一君	橋路 節雄君		
和田 博雄君	浅沼 稻次郎君		
井伊 誠一君	井上 良二君		
井堀 繁雄君	伊藤 幸太郎君		
伊藤 卯四郎君	池田 晴治君		
稻富 稔人君	今澄 勇君		
受田 新吉君	大石 ヨシエ君		
大西 正道君	大矢 省三君		
岡 良一君	加藤 勲十君		
加藤 鏡造君	春日 一幸君		
片山 香君	川島 金次君		
川俣 清吾君	河上 丈太郎君		
菊川 忠雄君	小平 忠君		
小林 進君	河野 密君		
佐竹 新市君	佐竹 晴記君		
杉村 神治郎君	杉山 元治郎君		
鈴木 義男君	田中 幾三郎君		
鈴木 源太郎君	長 正路君		
辻 文雄君	堤 ツルヨ君		
戸叶 里子君	土井 直作君		
中井 徳次郎君	中居 英太郎君		
中崎 敏君	中澤 茂一君		
中村 高一君	中村 時雄君		
西尾 末廣君	西村 榮一君		
日野 吉夫君	平岡 忠次郎君		
細野 三千雄君	前田 榮之助君		
松井 政吉君	松平 忠久君		
松前 重義君	三宅 正一君		
三輪 壽壯君	水谷 長三郎君		
門下 亮君	矢尾 昌三郎君		
山下 榮三君	吉川 兼光君		
吉田 賢一君	川上 貫一君		

久保田 豊君 黒田 壽男君
小林 信一君 館 俊三君
辻 政信君 中原 健次君
中村 英男君 原 隆君

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案(内閣提出)
○荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案を議題とし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(堤康次郎君) 荒瀬君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事浅香忠雄君。

目次
第一章 総則(第一條―第五條)
第二章 再評価及びこれに関する経理の特例等(第六條―第十八條)
第三章 再評価税及び固定資産税の減免等(第十九條―第三十條)
第四章 雑則(第三十五條―第四十二條)
第五章 罰則(第四十三條―第四十九條)
附則

第一章 総則
(目的)
第一條 この法律は、一定規模以上の株式会社(以下「会社」という。)について資産の再評価を強制するともに、一定限度以上の再評価を行った企業に対して再評価税及び固定資産税を軽減する等の措置を講ずることにより、資産の再評価及び資本組入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行わせ、もつて企業の資本構成の是正に寄与し、その経営の安定と経理の健全化を図るとともに、これを通過してわが国の経済の正常な運営と発展に資することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「再評価」「再評価額」「再評価日」「減価償却資産」「旧再評価額」又は「旧再評価額」とは、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号以下「再評価法」という。)第二条第二項、第三項、第四項、第六項又は第十項に規定する再評価、再評価額、再評価日、減価償却資産、旧再評価額又は旧再評価額をいう。

2 この法律において「事業年度」とは、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七条事業年度に規定する事業年度をいい、再評価法第十三条第二項(みなす事業年度)に規定する法人の事業年度が六月をこえる場合においては、第三十六條から第三十八條まで、第三十五條、第三十六條及び第四十條の規定を適用する場合を除く外、同項の規定により一事業年度とみなされる期間をいう。

3 この法律において「帳簿価額」と

は、法人又は個人が有する資産について、評価額(当該資産について減価償却又は評価額の減額をした場合において、当該償却又は減額をした額のうち法人税法又は所得税法(昭和二十二年法律第二十号)の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されなかつた金額)があるときは、当該金額を加算した金額をいう。

4 この法律において「再評価限度額」とは、減価償却資産について再評価法第三章(再評価の基準)(第十七条第一項但書(耐用年数が短縮された資産の限度額)及び第三十五条(陳腐化した資産等の限度額)を除く)の規定により計算した再評価額の限度額と当該計算を行つた日における当該資産の帳簿価額(その日における当該資産について再評価を行つたときは、その再評価の直前の帳簿価額。第七条、第十条、第十二条、第十五条、第十六条、第十九条第三項及び第四項、第二十一条、第二十三条、第三十二条、第三十五条、第三十九条並びに第四十九条を除く以下同じ)とのうちいずれか多い金額をいう。

5 この法律において「要再評価資産」とは、法人又は個人が昭和二十八年一月一日において有する減価償却資産(再評価法第三十二条各号(基準日の特例)の規定に該当するもの(以下「基準日の特例資産」という)及び同法第七条(帳簿価額のない資産の再評価)の規定により再評価を行つたことのできないものを除く)をいう。

6 この法律において「要再評価会社」とは、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において現に存する会社で同日において資本の額が五千万円以上であるもの及び資本の額が三千万円以上五千万円未満であつて同日を含む事業年度開始の日において当該会社が有する要再評価資産の当該開始の日における再評価限度額の合計額が一億円以上であるもの(左の各号に掲げるものを除く)をいう。

一 昭和二十八年一月一日後設立した会社

二 施行日から昭和二十九年七月二十日まで引き続き休業中であつて、同年七月三十一日まで(その旨を納税地(再評価法第九十条(納税地)に規定する納税地をいう。以下同じ)の所轄国税局長(以下「所轄国税局長」という)に届け出た会社

三 施行日において破産手続、和議手続、会社の整理手続又は会社の更生手続中である会社(これらの手続の開始決定前の会社を除く)

四 施行日において清算中の会社

7 この法律において「旧再評価法」とは、資産再評価法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十五号)以下「再評価法の一部改正法」という。による改正前の再評価法をいう。

8 この法律において「再評価基準」とは、再評価法第四十条(法人の資産についての課税標準)又は第四十二条(個人の資産についての課税標準)に規定する再評価額をいう。

規定は、この法律に基いて行われる再評価について適用する。(資本の額が三千万円以上の会社の申告)

4 法人が施行日後昭和三十三年三月三十一日以前に合併した場合において、合併法人(合併により設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下同じ)又は被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下同じ)が要再評価会社であるときは、合併法人は、合併の日から一月以内(合併の日が昭和二十九年六月三十日以前であるときは、同年七月三十一日まで)にその名称、資本の額及び被合併法人の名称その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、所轄国税局長に提出しなければならない。

5 再評価法第四十五条第三項(合併法人の申告書の提出)及び第四十九条(申告書提出期限の延長)の規定は、第一項又は前項の申告書の提出について準用する。

6 前項の申告書には、大蔵省令で定めることにより、再評価限度額の修正に關し必要な事項を記載した明細書を添付しなければならない。

7 再評価法第四十八条第五項(合併法人の修正申告書の提出)及び第四十九条(申告書の提出期限の延長)の規定は、第一項の申告書の提出について準用する。

第二章 再評価及びこれに關する経理の特例等

(再評価の強制)

第六条 要再評価会社は、施行日から昭和二十九年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日(以下「再評価の日」という)において、再評価法第二章(再評価資産の範囲及び再評価の時期)及び第三章(再評価の基準)で定めるところにより、当該会社が有する要再評価資産について再評価を行わなければならない。この場合において、再評価の日における要再評価資産(その日以前に基準日の特例資産について再評価を行つたときは、当該資産を含む。以下同じ)の再評価後簿価額(その日において再評価を行つた資産の再評価額とその日における再評価を行なかつた資産のその日における帳簿価額との合計額をいう。以下同じ)は、要再評価資産の再評価限度額の合計額の百分の八十に相当する額(以下「最低再評価限度額」という)を下つてはならない。

2 要再評価会社が昭和二十九年一月一日以後施行日前に開始する事業年度開始の日現在において要再評価資産について再評価を行つた場合において、その再評価を行つた日における再評価後簿価額が同日における最低再評価限度額に満たないときは、当該会社は、再評価法第十三条第一項本

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

文(法人の再評価の時期の規定にかかわらず、施行日から同年十二月三十一日までを開始する事業年度開始の日)のいずれか一日現在において、要再評価資産について再評価を行うことができる。

3 第二項の規定は、昭和二十八年一月一日以後施行日前に開始する事業年度開始の日(いずれか一日)現在において要再評価資産について再評価を行った要再評価会社で当該再評価を行った日における要再評価資産の再評価後簿価総額が最低再評価限度額以上であつたものが第八条第一項又は第九条第一項に規定する申告書(その提出期限内に提出した場合)について適用しない。

4 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行う場合において、その再評価を行う日において有する陳腐化資産(再評価法第三十五条第一項(陳腐化した資産等の規定に該当する資産)で同日における価額又は帳簿価額のうちいずれか多い金額が当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する金額に満たないものをいう。以下同じ)の同日における同条第一項に基く再評価の限度額又は帳簿価額のうちいずれか多い金額(以下「陳腐化資産等限度額」という)の合計額に、陳腐化資産等以外の要再評価資産の同日における再評価限度額(同日における価額又は帳簿価額のうちいずれか多い金額が再評価限度額に満たない資産にあっては、当該価額又は帳簿価額のうちいずれか多い金額)の合計額を加算した金額が同日における最低再評価限度額に満たないとき

は、その満たない金額に相当する金額の範囲内において、当該陳腐化資産等について、同項の規定にかかわらず、陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行うことができる。この場合においては、陳腐化資産等の再評価額は、当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する金額をこえてはならない。

5 前項の規定により再評価を行った陳腐化資産等については、当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する金額をその再評価額の限度額とみなして、再評価法第四十八条(修正申告書)第六十五条(再評価額の更正)及び第六十二条(限度額をこえた再評価についての罰則)の規定を適用する。

(最低再評価限度額以上の再評価額を行ったものとみなす場合)

第七条 昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日(いずれか一日)において、要再評価会社(有する要再評価資産の帳簿価額の合計額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合)においては、そのなる規定による再評価を行つていない場合においても、同日において同項の規定による再評価を行つたものとみなす。

(再評価の申告の特例)

第八条 第六条第一項の規定により再評価を行った要再評価会社又は同条第三項に規定する会社(以下「再評価実施会社」と総称する)が施行日以後最初に再評価法第四十五条第一項(法人の再評価の申告)の規定により提出する申告書には、同項に規定する事項の外、当

該申告に係る再評価を行った日に再評価を行なかつた要再評価資産の同日における再評価限度額の合計額及び帳簿価額の合計額、要再評価資産の再評価後簿価総額、最低再評価限度額並びに第二十条の規定により免除される再評価税額その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

2 再評価実施会社が再評価法第四十五条第二項の規定により前項に規定する申告書に添附する明細書には、同条第二項に規定する事項の外、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再評価法第十七条第一項但書(耐用年数が短縮された資産の限度額)の規定により再評価限度額をこえて再評価を行つた要再評価資産の再評価限度額及び同項但書の規定により計算した再評価額の限度額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項

二 第六条第四項の規定により陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行つた陳腐化資産等の陳腐化資産等限度額及び再評価額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項

三 再評価を行なかつた要再評価資産の再評価限度額及び帳簿価額並びに当該限度額の算出に關し必要な事項

四 第二十条の規定により免除される再評価税額及び第十五条の規定による申請しようとするときは、当該申請に係る事項の承認があつたものとした場合に第二十一条の規定により免除されることとなる再評価税額の算出に關し必要な事項

3 再評価法第四十八条(修正申告書の規定は、前二項に規定する申告書又は明細書にこれらの項の規定により記載した事項に誤がある場合について準用する。)

(再評価の申告書の再提出)

第九条 再評価実施会社のうち第六條第一項に規定するものが施行日前に再評価法第四十五条第一項(法人の再評価の申告)の規定による申告書を提出している場合においては、昭和二十九年七月三十一日まで、前条第一項に規定する事項及び当該申告書に記載した事項のうち第三章の規定の適用に因り修正すべき事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書並びに同条第二項に規定する事項を記載した明細書を所轄税務署長に提出しなければならない。

2 再評価法第四十五条第三項(合併法人の申告書の提出)第四十八条(修正申告書)及び第四十九条(申告書提出期限の延長)の規定は、前項の申告書について準用する。

(追加再評価を行うことができる場合)

第十条 要再評価会社で昭和二十九年一月一日以後開始する事業年度開始の日(いずれか一日)において要再評価資産について再評価を行つたものが提出した第八條第一項又は前条第一項に規定する申告書に記載した再評価後簿価総額又は最低再評価限度額の計算に誤がある場合において、第八條第三項又は前条第二項において準用する再評価法第四十八条(修正申告書)の規定により修正申告書を提出して、これらの額を修正したこと

に因り、当該修正後の再評価後簿価総額が最低再評価限度額に達しないこととなるときは、その達しないこととなる金額の範囲内において、同法第十三条第一項本文(法人の再評価の時期の規定にかかわらず、当該修正申告書を提出した日を含む事業年度開始の日現在において、要再評価資産について再評価を行うことができる。第六條第四項及び第五項の規定は、この場合について準用する。)

2 前項の規定による再評価(以下「追加再評価」という)を昭和三十一年一月一日以後行う場合においては、追加再評価を行う要再評価資産の再評価額は、再評価法第三章(再評価の基準)の規定にかかわらず、昭和二十九年一月一日現在において当該資産について同章の規定により計算した再評価額の限度額から、当該資産を同日において取得したものとした場合における同日以後同年十二月三十一日までの期間に於ける普通償却額(法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される減価償却資産の償却額)額(租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五條(一)指定機械等の増価償却)第五條の八(合理化機械の特別償却)第七條の二(海外支店用設備等の特別償却)第七條の四(満期保険に附した増価の増価償却)第七條の九(探鉱用機械等の特別償却)又は第二十一条第二項(貸家の割増償却)の規定の適用がある資産については、これらの規定の適用に因り増加することとなる減価償却の額を含まないで計算した

金額)をいう。以下同じ。に相当する金額を控除した金額をこえることができない。

3 第一項に規定する要再評価会社が同項の規定により追加再評価を行った場合において、同項に規定する修正後の再評価後簿価額に追加再評価に係る再評価差額の合計額を加算した金額が当該修正前の申告に係る再評価を行った日ににおける最低再評価限度額に達したときは、同日において当該会社が第六条第一項の規定による再評価を行ったものとみなして、第十五条から第十八条まで、第三章(第二十六条を除く)、第三十五条、第四十条及び第四十八条の規定を適用する。

4 前三項の規定は、第三十七条第一項又は再評価法第六十五条(再評価額等の更正)若しくは第六十七条(再評価額等の更正)の規定による更正(以下第十二条第五項において更正という。)があつた場合において、当該更正に因り、再評価後簿価額が最低再評価限度額を下ることとなる場合について準用する。この場合において、第一項中「当該修正申告書提出した日」とあるのは、「更正の通知があつた日」と読み替へるものとす。

(追加再評価の申告)

第十一條 前条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により追加再評価を行った要再評価会社は、同条第一項に規定する修正申告書の提出に際し(同条第四項において準用する場合を含む。)第一項の規定により追加再評価を行

う場合においては、更正の通知があつた日から二月以内に、追加再評価に係る再評価差額の合計額及び同条第一項の規定により追加再評価を行うことができる範囲額その他の大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する申告書には、追加再評価を行った要再評価会社の再評価額、再評価限度額及び当該追加再評価に係る再評価差額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項を記載した明細書を添附しなければならない。

3 再評価法第四十五条第三項(合併法人の申告書の提出)、第四十九条(申告書提出期限の延長)及び第五十条(再評価の失効)の規定は、第一項の申告書について準用する。

(再評価を行ったものとみなされる会社の申告等)

第十二條 第七條の規定により第六条第一項の規定による再評価を行ったものとみなされる要再評価会社は、その再評価を行ったものとみなされる日を含む事業年度終了の日から二月以内(当該事業年度終了の日が昭和二十九年五月三十一日以前であるときは、同年七月三十一日まで)に、当該再評価を行ったものとみなされる日において当該会社が有する要再評価資産の同日における帳簿価額の合計額及び最低再評価限度額その他の大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の申告書には、要再評価資産の帳簿価額、再評価限度額及び

その算出に關し必要な事項を記載した明細書を添附しなければならない。

3 第一項に規定する要再評価会社が同項の申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合においては、第七條の規定にかかわらず、第十六条から第十八条まで、第三章(第二十六条を除く)、第三十五条、第四十条及び第四十八条の規定の適用については、第六条第一項の規定による再評価を行なかつたものとみなす。

4 再評価法第四十五条第三項(合併法人の申告書の提出)、第四十九条(申告書提出期限の延長)及び第五十条(申告書提出期限の延長)の規定は、第一項の申告書について準用する。

5 第十條第一項から第三項まで及び前条の規定は、第一項の規定により提出した申告書に記載した帳簿価額の合計額又は最低再評価限度額の計算に誤がある場合において、前項において準用する再評価法第四十八條の規定により修正申告書を出してこれらの額を修正したことが又はこれらの額について更正があつたことに因り、当該修正又は更正後の帳簿価額の合計額が最低再評価限度額に達しないこととなるとき(同法第十三条第一項本文(法人の再評価の時期)の規定により当該修正申告書を出した日又は当該更正の通知があつた日を含む事業年度開始の日以後の日を含む要再評価資産について再評価を行うことができる場合を除く。以下同じ)に準用する。この場合において、第十條第一項中「当該修正申告書を出した日」とある

のは「修正申告書を出した日又は更正の通知があつた日」と、前条第一項中「同条第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「(第十二条第五項において準用する場合を含む。)」と、「同条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「(第十二条第五項において準用する同条第一項)」と読み替へるものとする。

の「修正申告書を出した日又は更正の通知があつた日」と、前条第一項中「同条第四項において準用する場合を含む。」とあるのは「(第十二条第五項において準用する場合を含む。)」と、「同条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「(第十二条第五項において準用する同条第一項)」と読み替へるものとする。

(要再評価会社に關する規定を適用しないこととなる場合)

第十三條 要再評価会社について施行日の翌日から昭和二十九年十二月三十一日まで被破産手続、和解手続、会社の整理手続若しくは会社の更生手続の開始決定がされた場合又は要再評価会社が解散した場合(解散後継続する場合を除く。その他政令で定める場合)においては、これらの場合に該当事項となることとなつた日以後は、第六条第一項、第三十七条、第十八条、第三十五条、第三十六条及び第四十条の規定は、その該当事項となることとなつた会社については、適用しない。

2 前項に規定する場合に該当事項となることとなつた要再評価会社は、同項の規定に該当事項に至つたこと及びその理由その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書をその該当事項に至つた日から一月以内に、所轄税務署長を経由して、所轄税務局長に提出しなければならない。

3 再評価法第四十五条第三項(合併法人の申告書の提出)及び第四十九条(申告書提出期限の延長)の規定は、前項の申告書の提出について準用する。

(要再評価会社が昭和二十九年中に合併した場合)

第十四條 法人が施行日後昭和二十九年十二月三十一日以前に合併した場合において、合併法人又は被合併法人が要再評価会社であるときは、合併法人は、左の各号の一に該当事項となるものを除く外、合併の日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日現在において、要再評価資産(被合併法人が有する要再評価資産で合併法人が合併に因り取得したものを含む。以下同じ)について第六条第一項の規定による再評価を行ななければならない。

一 合併に因り、会社が設立された場合において、被合併法人がいずれもが再評価実施会社(第七條の規定による再評価を行ったものとみなされる会社を含む。以下同じ)であるとき、又は被合併法人の一方が再評価実施会社であり、且つ、他方が要再評価会社以外の法人であるとき。

二 合併をする法人の一方が合併後存続する場合において、合併前において合併法人が再評価実施会社であり、且つ、被合併法人が再評価実施会社であり、又は要再評価会社以外の法人であるとき。

2 前項の規定により第六条第一項の規定による再評価を行ななければならない合併法人に対する同条(第三項を除く)から第八条まで及び第十條から前条までの規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

七六二

(陳腐化資産等についての評価減の制限)

第十五条 第六条第四項(第十條第一項(同条第四項及び第十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行つた陳腐化資産等については、当該資産の再評価額と陳腐化資産等限度額との差額に相当する額をこえて帳簿価額の減額(減価償却を除く。以下同じ。))をすることができない。但し、当該資産について再評価を行つた日後生じた事由に因り当該減額をする場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する資産について同項に規定する差額に相当する金額の範囲内で帳簿価額の減額をしようとする会社は、当該減額について大蔵大臣の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けようとする会社は、第八條第一項又は第十一條第一項に規定する申告書を提出すると同時に、陳腐化資産等について帳簿価額の減額をしようとする額、当該減額をしようとする資産の再評価額、陳腐化資産等限度額及びこれらの額の算出に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を、所轄税務署長を経由して、大蔵大臣に提出しなければならない。

4 前項の規定による申請書の提出があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、大蔵大臣は、その申請に係る帳簿価額の減額の全部又は一部を承認しないことができる。

一 当該申請書を提出した会社が当該申請書の提出と同時に提出した第八條又は第十一條に規定する申告書又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六條第四項の規定による再評価を行うことができないものと認められるとき。

二 当該申請書に記載された事項に誤があるとき。

三 当該申請書に記載された帳簿価額の減額の額が第二項に規定する範囲をこえているとき。

大蔵大臣は、前項の規定により帳簿価額の減額の全部又は一部を承認しない決定をしようとするときは、政令で定めるところにより、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。

6 大蔵大臣は、第四項の規定による申請に係る帳簿価額の減額の全部を承認する決定をしたときは、その旨、一部を承認する決定又はその全部を承認しない決定をしたときは、その旨及び理由を当該申請をした会社に通知しなければならない。

7 第三項に規定する申請書の提出があつた場合において、当該申請書の提出があつた日から一年を経過した日までに大蔵大臣が前項の通知を発しないときは、当該申請に係る減額の全部の承認があつたものとみなす。

8 陳腐化資産等について第一項又は第二項の規定に違反してその帳簿価額の減額を行つた場合において、

ては、当該減額を行つた会社は、第六條第四項の規定による再評価を行つた日にさかのぼつて同条第一項の規定による再評価を行わなかつたものとみなす。

(再評価日後生じた事由による評価減の制限)

第十六条 再評価実施会社が第六條第一項の規定による再評価を行つた日(同条第三項に規定する会社については、施行日とし、第七條の規定により第六條第一項の規定による再評価を行つたものとみなされる会社については、その再評価を行つたものとみなされる日又は施行日のうちいずれかおそい日とする。))から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度終了の日までに、要再評価資産について帳簿価額の減額をしようとする場合(陳腐化資産等について前条の規定により帳簿価額の減額をする場合を除く。))においては、大蔵大臣の承認を受けなければならない。但し、第六條第一項の規定による再評価を行つた日(同条第三項に規定する会社については、同項に規定する再評価を行つた日。以下第三項において同じ。))における当該減額をしようとする資産の帳簿価額(以下「再評価日簿価」といふ)から当該資産の再評価日簿価(第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を乗じて得た金額(以下「減額後残存相当額」といふ))を控除した金額の合計額が同日における再評価後簿価総額から最低再評価限度額を控除した金額をこえない場合においては、この限りでない。

一 帳簿価額の減額をしようとする要再評価資産について当該減額をした場合における当該減額後の帳簿価額

二 当該資産の帳簿価額の減額をしようとする日における帳簿価額

2 前項の承認を受けようとする会社は、帳簿価額の減額をしようとする資産の帳簿価額、減額をしようとする額及び要再評価資産について既に帳簿価額の減額をしているときは、当該減額の額の合計額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を、所轄税務署長を経由して、大蔵大臣に提出しなければならない。

3 要再評価資産について帳簿価額の減額をしようとする場合において、第六條第一項の規定による再評価を行つた日以後当該資産について既に帳簿価額の減額をし、又は前項の申請書を提出しているときは、第一項但書中「当該資産の再評価日簿価」とあるのは、「当該資産について既に行つた減額又は減額の申請(当該減額又は申請が二回以上行われているときは、直近の減額又は申請)に係る減額後残存相当額」と読み替へて同項但書の規定を適用する。

一 帳簿価額の減額をしようとする要再評価資産について当該減額をした場合における当該減額後の帳簿価額

二 当該資産の帳簿価額の減額をしようとする日における帳簿価額

2 前項の承認を受けようとする会社は、帳簿価額の減額をしようとする資産の帳簿価額、減額をしようとする額及び要再評価資産について既に帳簿価額の減額をしているときは、当該減額の額の合計額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を、所轄税務署長を経由して、大蔵大臣に提出しなければならない。

3 要再評価資産について帳簿価額の減額をしようとする場合において、第六條第一項の規定による再評価を行つた日以後当該資産について既に帳簿価額の減額をし、又は前項の申請書を提出しているときは、第一項但書中「当該資産の再評価日簿価」とあるのは、「当該資産について既に行つた減額又は減額の申請(当該減額又は申請が二回以上行われているときは、直近の減額又は申請)に係る減額後残存相当額」と読み替へて同項但書の規定を適用する。

4 前条第四項(第一号及び第三号を除く。))及び第六條から第八項までの規定は、第一項の帳簿価額の減額について準用する。

5 再評価実施会社が施行日以後昭和三十三年三月三十一日前に合併した場合における前条及び前四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(最低再評価限度額まで再評価を行わなかつた場合の利益配当)

第十七条 昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日まで要再評価会社が第六條第一項の規定に違反して再評価を行わなかつた場合においては、当該事業年度から昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度における、当該会社の当該事業年度における資本の額の平均額(当該事業年度開始の日における発行済株式の発行価額の総額(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十八条ノ二第一号又は第二号(資本準備金)に掲げる金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。))に對応する額をいふ。当該事業年度中に資本の増加又は減少に因り発行済株式の発行価額の総額が増加し、又は減少した場合においては、当該資本の増加又は減少に因る発行済株式の発行価額の総額の増加額又は減少額に当該資本の増加又は減少があつた日から当該事業年度終了の日までの日数の当該事業年度の日数に対する割合を乗じて算出した金額を、当該開始の日における発行済株式の発行価額の総額に加算し、又はこれから控除して得た額をいう。以下同じ。))の百分の十五に相当する額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえない利益の配当を行つてはならない。

2 前項の規定は、同族会社(法人税法第七條の二(同族会社の定義))

2 前項の規定は、同族会社(法人税法第七條の二(同族会社の定義))

2 前項の規定は、同族会社(法人税法第七條の二(同族会社の定義))

2 前項の規定は、同族会社(法人税法第七條の二(同族会社の定義))

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

に規定する同族会社をいう。以下第十八条及び第四十条において同じ。については、適用しない。
(資本組入れ又は減価償却が一定限度以下である場合の利益配当)
第十八条 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において左の各号の一に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額の百分の十五に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。
一 再評価法第九条(再評価額立金の資本への組入れ)及び株式会社再評価額立金の資本組入れに関する法律(昭和二十六年法律第四百三十三号)の規定により当該事業年度終了の日までに資本に組入れた再評価額立金の額(同法第三条第一項(資本組入れの場合の新株の発行)の規定により発行した株式の同項に規定する発行価額の総額をいう)が、再評価法第九条(再評価額立金の組入れ)第百八条(合併の場合の再評価額立金の組入れ)若しくは第百十条(更正の場合の整理)(第三十七条第五項において準用する場合を含む)以下この号及び第四十条第二項において同じ)又は第三十八条の規定により再評価額立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額の合計額から、同法第

百三条(再評価額の納付の場合の取扱い)第百四十一条若しくは第二項(譲渡損等の場合の取扱い)第百五条(調整勘定を設けていた金融機関が行う取扱い)第百七条第一項第三号(損失を繰り越す場合の取扱い)又は第百十条の規定により当該事業年度終了の日までに取り戻した金額の合計額に同日後納付すべき再評価額(旧再評価額を含む)を加算した金額を控除して算出した金額の百分の四十に満たない場合(同日における再評価額立金の額が資本の額の百分の二十五に相当する金額以下である場合を除く)。
二 当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却額(法人税法に基き命令で定める償却不足額があるときは、これを含まないで計算した金額とする)の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合
三 租税特別措置法第五十五条の十一第二項(公益事業を行う法人の償却額)は、前項第二号の普通償却額に算入して準用する。
3 要再評価額が施行日後に合併した場合における合併法人に対する前条及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第三章 再評価税及び固定資産税の減免等

(減免を受ける法人又は個人)
第十九条 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた場合においては、この章で定めるところにより、当該最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が減価償却資産について行つた再評価又は旧再評価に係る再評価税又は旧再評価税及び当該法人又は個人が再評価を行つた償却資産地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第一号(固定資産税に關する用語の意義)に規定する償却資産をいう。以下第三十三条及び第三十四条において同じ)に對する固定資産税を減免する。
2 この章において「最低限度以上の再評価」とは、法人又は個人が再評価法及びこの法律の規定により要再評価資産について再評価を行い、且つ、当該再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後償却総額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合における当該再評価をいう。
3 昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日より、前条第一号の日において法人が有する要再評価資産の帳簿価額の合計額が同日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、当該法人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該法人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。
4 昭和二十九年一月一日又は昭和二十九年一月一日において個人が

有する要再評価資産の帳簿価額の合計額がその日における最低再評価限度額以上となるに至つた場合においては、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つた場合を除く外、当該個人がその日において最低限度以上の再評価を行つたものとみなして、この章の規定を適用する。
5 法人が昭和二十八年又は昭和二十九年中に合併した場合には、合併法人に對するこの章の規定の適用に對し必要な事項は、政令で定める。
6 第六條第二項、第四項及び第五項、第十條並びに第十一條の規定は、この章の規定の適用を受けようとする法人(要再評価会社を除く)以下この項において同じ)又は個人がその有する要再評価資産について再評価を行つた場合について、第十五条(第五項を除く)及び第十六條の規定は、最低限度以上の再評価を行つた法人又は個人が再評価を行つた減価償却資産の帳簿価額の減額をする場合について準用する。
7 前項において準用するこの法律の規定の適用に對し必要な技術的調整は、政令で定める。
(最低限度以上の再評価を行つた場合の再評価税の免除)
第二十條 法人が最低限度以上の再評価を行つた場合には、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価額(最低限度以上の再評価額)の合計額に對して再評価法第九條(再評価額立金の組入れ)第百八條(合併の場合の再評価額立金の組入れ)若しくは第百十條(更正の場合の整理)(第三十七條第五項において準用する場合を含む)以下この号及び第四十条第二項において同じ)又は第三十八條の規定により再評価額立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額の合計額から、同法第

再評価税の合計額のうち、第二号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額の合計額に相当する金額の再評価税を免除する。
一 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後償却総額から、同日における要再評価資産の再評価限度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除した金額(当該金額が同日以前に減価償却資産について当該法人が行つた再評価に係る再評価額差額の合計額をこえる場合においては、当該再評価額差額の合計額)と、
二 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価額差額の合計額から前号に掲げる金額を控除した金額に、
三 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた場合において、当該法人がこの項の規定により再評価税の免除を受ける旨の選択をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価額差額の合計額に對して再評価法第九條(再評価額立金の組入れ)第百八條(合併の場合の再評価額立金の組入れ)若しくは第百十條(更正の場合の整理)(第三十七條第五項において準用する場合を含む)以下この号及び第四十条第二項において同じ)又は第三十八條の規定により再評価額立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額の合計額から、同法第

相当する金額の再評価税を免除する。

3 前二項の規定は、最低限度以上の再評価を行った個人が再評価を行った減価償却資産について第十五条の規定による承認を経て減価償却の減額をした場合について準用する。

4 再評価法第八十四条（再評価税の免除）の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人が第六条第四項の規定により再評価を行った減価償却資産等について第十五条の規定による承認を経て減価償却の減額をして同法第四十四条の規定により再評価税の納付を免れた場合については、適用しない。

5 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が第二十四条第四項に規定する申告書その他の提出期限内に提出した場合に限り適用する。

（最低限度以上の再評価を行った場合の旧再評価税の減額）

第二十二條 法人が最低限度以上の再評価を行った場合において、当該法人が再評価法の一部改正法附則第三項（旧再評価法）の適用法令）又は租税特別措置法第十三条の二（法人の旧再評価税の納付の特例）の規定により施行日を含む事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額（再評価法第五十六条法人の再評価税の延納）の規定により当該

期間において納付すべき旧再評価税額を含む再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十一条第四項（減価償却）があつた場合の法人の旧再評価税の納付）の例により施行日を含む事業年度終了の日から二月以内に納付すべき旧再評価税額を除く。）があるときは、当該法人については、当該旧再評価税額の合計額の二分の一に相当する旧再評価税を免除する。

2 個人が最低限度以上の再評価を行った場合において、当該個人が再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条（個人の旧再評価税の納付の特例）の規定により昭和三十年以後の各年の二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額（再評価法第五十六条個人の再評価税の延納）の規定により当該期間において納付すべき旧再評価税額を含む再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十三条第三項減価償却資産の譲渡等があつた場合の個人の旧再評価税の納付）の例により昭和三十年二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき旧再評価税額を除く。）があるときは、当該個人については、当該旧再評価税額の合計額の二分の一に相当する旧再評価税を免除する。

3 前二項の規定は、最低限度以上の再評価を行った法人又は個人が第二十四条第五項に規定する申告書その他の提出期限内に提出した場合に限り適用する。

（再評価を行った資産の譲渡等があつた場合の課税）

第二十三條 第二十条第一項、第三項若しくは第二十条又は第二十一条第一項の規定により再評価税の免除を受けた法人が再評価を行った減価償却資産を最低限度以上の再評価を行った日から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日までの期間内に譲渡し又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法の規定により課した再評価税第二十条又は第二十一条の規定により免除したものを除く。の外、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて算出した金額に相当する再評価税を課する。

一 当該資産の再評価を行った法人が第二十条第一項、第三項若しくは第二十条又は第二十一条第一項の規定により免除された再評価税額の合計額

二 当該資産に係る再評価税額（最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があつた日までの間に当該資産について減価償却の減額をして再評価税額を算出したとき）

は、その取りくずした金額を控除した金額）の当該法人が再評価を行ったすべての減価償却資産に係る再評価税額の合計額（最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があつた日までの間に減価償却資産について減価償却の減額をして再評価税額を算出したとき）は、その取りくずした金額の

合計額を控除した金額）に対する割合

2 第二十条第二項若しくは第五項又は第二十一条第二項の規定により再評価税の免除を受けた法人がこれらの規定により再評価税の全部又は一部を免除された減価償却資産を前項に規定する期間内に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法の規定により課した再評価税（第二十条又は第二十一条の規定により免除したものを除く。）の外、当該資産について第二十条第二項若しくは第五項又は第二十一条第二項の規定により免除された再評価税額に相当する金額（最低限度以上の再評価を行った日から当該譲渡又は贈与があつた日までの間に当該資産について減価償却の減額をして再評価税額を算出したとき）は、その取りくずした金額の百分の六に相当する金額を控除した金額）の再評価税を課する。

3 前条第一項の規定により旧再評価税の免除を受けた法人が旧再評価法を行つた減価償却資産を施行日を含む事業年度終了の日から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日までの間に譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人については、再評価法又は旧再評価法の規定により課した再評価税又は旧再評価税（前二条の規定により免除したものを除く。）の外、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて算出した金額に相当する金額の再評価税を課する。

4 第一項又は第二項の規定は、第二十七條第七項において準用する同条第一項から第五項まで又は第二十一条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により再評価税の免除を受けた個人が再評価を行った減価償却資産について、当該個人が最低限度以上の再評価を行った日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡し、贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人の相続人に対する遺贈を除く。以下同じ）があつた場合において準用する。

5 第三項の規定は、前条第二項の規定により旧再評価税の免除を受けた個人が旧再評価法を行つた減価償却資産について昭和三十年一月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に譲渡し、贈与又は遺贈があつた場合において準用する。

（免除を受ける者の申告）

第二十四條 第二十条の規定による再評価税の免除を受けようとする法人又は個人は、第八條第一項、第九條第一項、第十條第一項又は第十二條第一項に規定する申告書を提出すべき場合及び第三項に規定する場合を除く外、施行日以後再評価法第四十五条（法人の再評価）

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

七六六

3 第一項に規定する法人又は個人が施行日前に最低限度以上の再評価を行ひ、且つ、当該再評価を行つた資産について同日に再評価法第四十五条又は第四十六条の規定により申告書を提出している場合においては、当該法人又は個人は、第九條第一項又は第十二條第一項に規定する申告書を提出すべき場合を除く外、同日から昭和二十九年七月三十一日まで、施行日前に提出した申告書の記載事項のうち第二十條の規定の適用に因り修正すべき事項、同条の規定による再評価額の免除額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなればならない。

4 第二十一條第一項又は第二十二條第三項において準用する場合を含む。再評価額の免除を受けようとする法人又は個人は、法人については、第十五條に規定する承認の通知があつた日(同条第七項の規定により承認があつたものとみなされる場合においては、そのみなされる日。以下この章及び第四章において同じ)の属する事業年度終了の日から二月以内に、個人については、同条に規定する承認の通知があつた日から三月以内に、再評価額の追加免除額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

5 第二十二條の規定による旧再評価額の免除を受けようとする法人又は個人は、法人については、最低限度以上の再評価を行つた日(その日が施行日前であるときは、同日)を含む事業年度終了の日から二月以内(当該終了の日が昭和二十九年五月三十一日前であるときは、当該終了の日から同年七月三十一日まで)、個人については、最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日から三月十五日まで(当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年であるときは、施行日から昭和二十九年七月三十一日まで)に、同条第一項又は第二項の規定

により免除される旧再評価額の合計額(以下「旧再評価額の免除額」といふ)及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

6 前条の規定の適用を受ける法人又は個人は、再評価法第六十二條(再評価資産の譲渡等の場合の引出)に規定する引出の期限までに、前条の規定により課される再評価額及びその計算に關し必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

7 再評価法第四十五條第三項(合併法人の申告書の提出)、第四十六條第五項及び第六項(相続人等の申告)、第四十八條(修正申告書)及び第四十九條(申告書提出期限の延長)の規定は、第一項又は第三項から前項までの申告書について準用する。

(法人の再評価額の納付の特例)

第二十五條 第二十一條又は第二十二條の規定により再評価額の免除を受ける法人が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つた場合(次項に規定する場合を除く。において、第二十七條の規定に該当する場合を除く外、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日を含む事業年度終了の日以後に納付すべき減価償却資産についての再評価額超過再評価に係る再評価額及び第二十三條の規定により課される再評価額を除く。において、再評価法

五十一條第一項及び第二項(法人の減価償却資産についての再評価額の納付)の規定にかかわらず、当該再評価を行つた日を含む事業年度から同日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価額(超過再評価に係る再評価額及び第二十三條の規定により課される再評価額を除く)の合計額から当該再評価日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであつた再評価額(利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、重加算税額及び延滞加算税額(以下「利子税額等」といふ)に相当する税額を除く)を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に應じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

2 第二十一條第一項から第五項までの規定により再評価額の免除を受ける法人が施行日を含む事業年度開始の前日に終了した事業年度において最低限度以上の再評価を行つた場合においては、第二十七條の規定に該当する場合を除く外、当該法人が施行日を含む事業年度終了の日以後に納付すべき減価償却資産についての再評価額(当該終了の日に行つた超過再評価に係る再評価額及び第二十三條の規定に

より課される再評価額を除く)に於いては、再評価法第五十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度から施行日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価額(施行日を含む事業年度終了の日以後に行つた超過再評価に係る再評価額及び第二十三條の規定により課される再評価額を除く)の合計額から施行日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであつた再評価額(利子税額等に相当する税額を除く)を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に應じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

3 第二十三條第一項から第三項までの規定により再評価額を課される法人は、これらの規定に規定する資産を譲渡し、又は附与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、これらの規定により課された再評価額を國に納付しなればならない。

4 前項の規定により納付すべき再評価額は、再評価法第五十一條第三項(譲渡があつた場合の法人の再評価額の納付)の規定により納付すべき再評価額とみなして、同法の規定を適用する。

より課される再評価額を除く)に於いては、再評価法第五十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度から施行日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価額(施行日を含む事業年度終了の日以後に行つた超過再評価に係る再評価額及び第二十三條の規定により課される再評価額を除く)の合計額から施行日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであつた再評価額(利子税額等に相当する税額を除く)を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に應じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

3 第二十三條第一項から第三項までの規定により再評価額を課される法人は、これらの規定に規定する資産を譲渡し、又は附与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、これらの規定により課された再評価額を國に納付しなればならない。

4 前項の規定により納付すべき再評価額は、再評価法第五十一條第三項(譲渡があつた場合の法人の再評価額の納付)の規定により納付すべき再評価額とみなして、同法の規定を適用する。

定に該当しないものとした場合
当該納期において再評価法の二
改正法附則第三項の規定に基き
再評価法第五十六条の例により
又は再評価法第五十六条第三項

申請した法人又は個人が第二十条から第二十二条までの規定に該当するに至つた場合においては、これらの項の規定により徴収を猶予した再評価額又は旧再評価額のうち再評価額若しくは旧再評価額の免除額又は再評価額の追加免除額に相当する金額に達するまでの金額については、再評価法第七十七条（利子税額）の規定は、適用しない。

(延納期間の特例)

第三十一条 再評価法第五十六条第四項（法人の再評価額の延納の終期）及び第五十八条第四項（個人の再評価額の延納の終期）の規定は、最低限度以上の再評価額を行つた法人及び個人については、適用しない。

（評価額により再評価額立金を取りくずした場合は再評価額又は旧再評価額の免除の特例）

第三十二条 第二十条又は第二十一条の規定により再評価額の免除を受けた法人が再評価額を行つた減価償却資産（第三項に規定する資産を除く）について帳簿価額の減額（第十五条の規定による承認を経てした減額を除く。以下この条において同じ）をした場合における再評価法第八十四条（再評価額立金を取りくずした場合の再評価額の免除）の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

かつたものとした場合において、当該法人が再評価額を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価額の合計額から当該免除を受けた再評価額の合計額を控除した金額

二 当該法人が当該免除を受けなかつたものとした場合において、当該法人が再評価額を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価額の合計額

2 第二十二條の規定により旧再評価額の免除を受けた法人が旧再評価額を行つた減価償却資産（次項に規定する資産を除く）について帳簿価額の減額をした場合における再評価法の一部改正法附則第三項（旧再評価額についての適用法）の規定によりなお従前の例による旧再評価法第八十四条（再評価額立金を取りくずした場合の旧再評価額の免除）の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

一 当該法人が旧再評価額を行つた減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価額の合計額から当該免除を受けた旧再評価額の合計額を控除した金額

二 当該法人が旧再評価額を行つた減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価額の合計額

減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価額の合計額

減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価額の合計額

3 第二十条又は第二十一条の規定により再評価額の免除を受けた法人が再評価及び旧再評価を行つた減価償却資産について帳簿価額の減額をした場合における再評価法第八十四条の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

一 第一項第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額（当該法人が第二十二條の規定により旧再評価額の免除を受けているときは、前項第一号に掲げる金額）を加算した金額

二 第一項第二号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額を加算した金額

（固定資産税の課税標準の特例）

第三十三条 法人又は個人が最低限度以上の再評価額を行つた場合において、当該法人又は個人が再評価を行つた償却資産に対する昭和三十一年度から昭和三十三年度までの各年度分の固定資産税の課税標準のいづれか一日における当該資産の価額が当該資産に対する昭和二十九年（昭和二十八年十二月三十一日まで）に再評価を行つた資産で当該資産の再評価額が昭和二十九年（昭和二十八年十二月三十一日まで）の固定資産税の課税標準の基礎となつたものについては、昭和二十八年（昭和二十七年十二月三十一日まで）の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるときは、当該資産に対して当該法人又は個人に課するその日に

係る年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格は、地方税法第三百八十九条第一項（道府県知事又は自治庁長官による価格の決定）第四百八条第二項（固定資産評価員による評価）、第四百十条第一項及び第二項（市町村長による価格の決定）、第四百十四條（固定資産の価格の最低限度）並びに第七百四十三条第一項（大規模の償却資産の価格の決定）の規定にかかわらず、当該資産に対する昭和二十九年（昭和二十八年十二月三十一日まで）の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格とする。

2 法人又は個人が再評価を行つた償却資産で前項の規定の適用を受けるものに対し同項に規定する各年度分の固定資産税を課する場合において、当該資産に対する昭和二十九年（昭和二十八年十二月三十一日まで）の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格が重大な錯誤に因り、又は類似の償却資産の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比して明らかに、且つ、著しく低いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ自治庁長官に届け出て、その低いと認められる価格をこえ、当該再評価を行つた償却資産の昭和二十七年（昭和二十六年十二月三十一日まで）における旧再評価額相当額（昭和二十五年一月一日以後取得した償却資産については、当該資産の昭和二十七年（昭和二十六年十二月三十一日）における帳簿価額）以下の価格により当該資産に対して課する固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格を決定することができ

るべき価格を決定することができ

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人又は個人が次条の規定による申告をその期限内にした場合に限り適用する。

（固定資産税の軽減についての申告）

第三十四条 最低限度以上の再評価額を行つた法人又は個人が再評価額を行つた償却資産に対する固定資産税について前条の規定による軽減を受けようとするときは、総務府令で定めるところにより、昭和三十年から昭和三十三年までの各年の一月一日から一月三十一日まで

に地方税法第三百八十九条第一項（償却資産の申告）第七百四十五條（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する場合を含む。又は第三百九十四條（道府県知事又は自治庁長官による評価）及び第四百八条（自治庁長官による価格の決定）の規定による申告をする際に、これらの規定に規定する事項の外、最低限度以上の再評価額を行つた旨及び当該再評価を行つた日その他当該軽減に關し必要な事項を市町村長、道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならない。

第四章 雑則

（再評価実施状況の公示）

第三十五条 会社（施行日において資本の額が五百万円に満たないものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ）の取締役が昭和二十九年（昭和二十八年十二月三十一日）を含む事業年度（当該会社が施行日後当

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

七七〇

該事業年度開始の日前に最低限度以上の再評価を行つてゐる場合においては、当該再評価を行つた日を含む事業年度とし、施行日前に当該再評価を行つた場合においては、施行日を含む事業年度とする。終了の日以後昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度終了の日前に、商法第二百八十三条第一項（計算書類の承認の規定により株主総会に提出する貸借対照表及び同条第二項（貸借対照表の公告）の規定により公告する貸借対照表には、最低限度以上の再評価を行つた会社については、当該再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後価額超過及び再評価限度額の合計額を、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日までに最低限度以上の再評価を行わなかつた会社については、同日における要再評価資産の帳簿価額の合計額及び再評価限度額の合計額を附記しなければならぬ。）

2 陳腐化資産等については第六条第四項の規定により陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行つた会社で当該資産について第十五条の規定による帳簿価額の減額の承認を申請したものがある前項の規定により提出し、又は公告する貸借対照表には、当該承認に関する通知があつた日を含む事業年度開始の日前に終了する事業年度については、当該申請に係る帳簿価額の減額の合計額を附記し、当該通知があつた日を含む事業年度以後の事業年度については、再評価後価額（帳簿に代へ、当該承認から当該承認を経て帳簿価額の減額をした額の合計額を控除した額を附記するものとする。）

3 前二項の規定は、有限会社（施行日において資本の総額が五百万円に満たないものを除く。以下次条第二項において同じ。）の取締役が有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十六条（会社の計算に関する商法の規定の準用）において準用する商法第二百八十三条第一項の規定により社員総会に提出する貸借対照表について準用する。第三十七条 第四款、第五款、第八款、第九款、第十一款、第十二款、第二十四款又は第二十七款に規定する申告書又は明細書に記載された要再評価資産の再評価限度額若しくはその合計額、最低再評価限度額、陳腐化資産等限度額、再評価税額、再評価税若しくは旧再評価税の免除額若しくは超過納付額又は再評価税の追加免除額の計算に際し認められる場合においては、所轄国税局長又は所轄税務署長は、その調査により、再評価限度額若しくはその合計額、最低再評価限度額、陳腐化資産等限度額、再評価税額、再評価税若しくは旧再評価税の免除額若しくは超過納付額又は再評価税の追加免除額を更正する。

4 再評価法第八章（審査及び訴訟）の規定は、第一項の規定による更正（前項において準用する同法第六十七条（再評価額等の再更正）の規定による更正を含む。以下次項において同じ。若しくは第二項の規定による決定に係る事項又は前項において準用する同法第八十三条（加算税額の通知）の規定により通知を受けた事項に対して異議がある場合について準用する。再評価法第一百十條（更正の場合の経理）の規定は、第一項の規定による更正についての通知を受けた法人の再評価税立金への組入れ又は再評価税立金の取組み若しくは積立について準用する。（充当又は還付の場合の再評価税立金の積立）

3 第三十八條 法人が納付した再評価税額又は旧再評価税額のうち第三章の規定の適用に因り過納となつた金額がある場合において、当該金額の全部又は一部が国税徴収法第三章ノ三（充当及び還付加算金）の規定により再評価税及び旧再評価税以外の未納の国税若しくは滞納処分費に充当され、又は還付されたときは、当該法人は、その充当又は還付があつた日において、その充当され、又は還付された金額に相当する金額を再評価税立金に組み入れ、又は再評価税立金として積み立てなければならぬ。（陳腐化資産等についての償却額の計算の特例等）

第三十九条 第十五条の規定により帳簿価額の減額の承認を申請した陳腐化資産等については、第六十条第四項の規定により当該資産について再評価を行つた日から当該承認に関する通知があつた日まで（の間は、当該資産の再評価額から当該申請に係る帳簿価額の減額の額を控除して算出した額を当該資産の再評価額とみなして、再評価法第二百一十一條（再評価資産についての償却額の計算）の規定を適用する。）

度における当該会社の資本の額の平均額を記載した報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内に、大蔵省令で定めるところにより、当該事業年度について行う利益配当の額、当該事業年度における資本の額の平均額、当該事業年度終了の日までの資本に組み入れた再評価積立金の額、再評価法第二十条(再評価積立金の積立)、第二百八条(合併の場合の再評価積立金の承認)若しくは第二百十条(更正の場合の経理)又は第三十八条の規定により再評価積立金として積み立て、若しくはこれに組み入れた金額の合計額から、同法第二百三条(再評価税の納付の場合の取扱い)、第二百四十二条第一項若しくは第二項(譲渡損等の場合の取扱い)、第二百五条(調整勘定を設けている金融機関が行う取扱い)、第二百七条第一項第三号(損失をてん補した場合の取扱い)又は第二百十条の規定により当該事業年度終了の日までに取りつぐべき金額の合計額に同日後納付すべき再評価税額(旧再評価税額を含む)を加算した金額を控除して算出した金額、当該事業年度の減価償却資産の普通償却額、同額の合計額及び当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額を記載した報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

(当該職員の評定検査)

第四十一条 当該職員は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、要再評価会社、要再評価会社である認められる会社、第二十条から第二十三条までの規定により再評価税の免除を受けようとする者又は第二十三条の規定により再評価税を納付する義務がある者若しくはその義務があると認められる者に質問し、又はこれらの者の資産若しくはその資産に関する帳簿書類を検査することができる。

2 当該職員は、前項の規定により質問し、又は検査する場合においては、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 (評価減の承認に関する権限の委任)

第四十二条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、第十五条又は第十六条の規定による承認に関する権限の一部を国税庁長官又は国税局長に委任することができる。

第五节 罰則

第四十三条 詐偽その他不正の行為により第二十三条の規定により課される再評価税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた再評価税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえ、その免かれた再評価税額に相当する金額以下とすることができ、

第四十四条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条において準用する再評価法第二百十条(更正の場合の経理)又は第三十八条の規定に違反して再評価積立金の積立若しくは取扱いをしない者

二 第四十一条第一項の規定による質問に答へず、又は虚偽の答弁をした者

三 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第四十一条第一項の規定による検査に際し虚偽の記載をした帳簿書類を呈示した者

第四十五条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因りその刑を免除することができる。

一 正当な事由がなく第四十二条第一項の規定による申告書を提出しなかつた者

二 正当な事由がなく第四十二条第二項の規定による申告書を提出しなかつた者

三 第三十五条又は第三十六条の規定に違反して貸借対照表又は損益計算書にこれらの規定に規定する事項を附記しなかつた者

四 第四十条の規定による報告書を提出しなかつた者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は資産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

第四十七条 第四十三条の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項(併合罪)、第六十三条(従犯の刑の減輕)及び第六十六条(情状に因る刑の減輕)の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第四十八条 要再評価会社が左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役を三十万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項の規定に違反して再評価を行なかつた場合

二 第三十七条又は第十八条の規定に違反して利益の配当を行つた場合

2 前項第二号の規定に該当する場合(他の法令又は定款の規定に違反する場合を除く)においては、商法第四百八十九条第三号(法令に違反する利益配当等についての罰則)の規定は、適用しない。

第四十九条 第十五条第一項若しくは第二項(第十九条第六項において準用する場合を含む)又は第十六条第一項(第十九条第六項において準用する場合を含む)の規定に違反して要再評価資産について帳簿価額の減額をした場合におけるその行為者は、十万円以下の過料に処する。

その行為者は、十万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第九十三条第三項中「第七十三条第二項」の下に「又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第七号)第十五条第五項を、「第七章」の下に「又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第三十七条」を加える。

第二百七条第二項中(金融機関再評価法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金については、第一号及び第三号)を削り、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 株式の消却又は資本の減少をした法人が当該消却又は減少に因り金銭その他の財産を支払ひ、又は交付する場合

第二百八条中「再評価積立金の額に相当する金額」の下に(合併に因り合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対して交付し、又は支払う株式、金銭その他の財産のうち被合併法人の再評価積立金に対応する部分に相当する金額を除く)を加える。

第九十九条第三項中「及び再評価税」を削り、同第六項を削り、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とする。

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案に対する修正案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案に対する修正案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案の一部を次のように修正する。

第十七条第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

第十八条第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に、「百分の四十」を「百分の三十」に改める。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔浅香忠雄君等〕

○議事録 たいま議院となりました企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、企業資本の充実を促進し、その経営の安定と経理の健全化をはかるために、一定規模以上の会社について資産の再評価を強制するとともに、一定限度以上の再評価を行ったものに對して再評価税及び固定資産税を軽減する等の措置を講じようとするものであります。

すなわち、第一に、一定規模以上の株式会社は、この法律の施行日後、昭

和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の現在で、減価償却資産につき、再評価実施後の帳簿価額の総額が第三次再評価の限度額の総額の百分の八十以上となるように、再評価を行わなければならないこととし、たしてあります。

第二に、陳腐化した資産等の多い会社につきましては、一旦最低限度まで再評価を行った後、大蔵大臣の承認を経て陳腐化資産等の帳簿価額の減額をさせることができ、適正な再評価を実施することができ、道を開いてあります。

第三に、再評価積立金の資本組入れ及び減価償却の助行のための措置として、約二年間の猶予期間を置いた後、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から三年間の各事業年度において、その事業年度までに再評価積立金の百分の四十以上を資本に組み入れた場合、また同一の猶予期間の後、普通償却期間の百分の九十以上の減価償却を行った場合でなければ、年一割五分を越える配当を行つてはならないものとしてあります。

第四に、最低限度以上の再評価を行ったものに對しては、減価償却資産についての第三次再評価の再評価差額のうち、再評価限度額の百分の六十五を越える部分に對する再評価税を全額免除することとし、再評価限度額の百分の六十五に達するまでの部分につきましては、第一次、第二次再評価に相當する部分として、これに對する

再評価税の二分の一を免除することとしたてあります。

第五に、最低限度以上の再評価を行ったものに對する昭和三十年度から三年度間の家庭以外の償却資産に對する固定資産税につきましては、その資産の評価額が昭和二十九年度分の課税の基礎となつた価格を越える場合には、原則として昭和二十九年度分の課税標準をもつてこれにかへることとしたてあります。

本案につきましては、自由党の藤枝委員より修正案が提出されました。修正案の内容は、再評価積立金の四割以上を資本に組み入れた場合でなければ年一割五分を越える配当を行つてはならないものとなつてゐるのを、幾分緩和したとして、三割以上を資本に組み入れた場合、また普通償却期間の百分の九十以上の減価償却を行つた場合でなければ年一割を越える配当を行つてはならないものと修正するものであります。

本案は、慎重審議の後、去る四月二十八日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに修正案及び修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(原野君) 討論の通告があり、これを許します。福田繁芳君。

○福田繁芳君 私は、改進黨を代表いたします。たいま上程されてお

まする法律案に關して、自由党諸君がお出しになつたところの修正案には反對いたしました。諸君の唯一の基盤としておりますこの内閣提案の原案に賛成いたしましたと思ふものでございます。(拍手)

経済再建が最も急務であり、それに關連する重大法案であり、政局安定のため一日も急を要する今日、わが改進黨にしてかくのごとき態度をとらなくてはならないような、自由党諸君が無謀にして不正きわざなところの修正案を出されたことを、いたく私は遺憾に思ふのでございます。(拍手)自由党の諸君も、今からでもおそくはございませんから、心からなるところの反省を促しながら、その理由を二、三申し上げてみたいと思ふ。

わが国経済は、終戦後八年、今日に至りましてもいまだ不安と動搖の状態を続けておることは諸君御承知の通り。その根本的な原因を今簡単に探求いたしますと、まずその一つは、十年にわたる戦争経済の遂行によつて、蓄積資本の七三を喪失した点にあるのでございます。そのうち、設備資本は、空襲、火災などによる滅亡や、償却の不全による老朽化によつて、また貨幣資本は戦後打続いたインフレ政策による価値の減失による等、これらが最大の原因となつてゐることは、諸君御承知の通りでございます。従つて、失われた設備資本の充実に努めますとともに、インフレの終息による貨幣価値の安定に努めることが、わが国の経済自立の要諦でなければなりません。

しかるに、長きにわたつて政權を独占した吉田内閣は、インフレの高進による水ぶくれ財政と自然増収とを一切施策の根幹としたために、産業資本家は実質的には資本の食いつづしをしながらインフレの差益を追求し、また金融資本家は日銀の信用膨脹に期待して、かくしてインフレ激化の谷底へ転落しつつ、高物価、輸出難あるいは国際収支の悪化を訴えてゐるのが、財政経済施策貧困なる吉田内閣治下の経済の偽らない実態でございます。われ、は、かような現状を打破するために、諸君も御承知のごとく、さきに健全財政の堅持を自由党に要求いたして、本年度予算の骨格をたらしめ、さらに企業

の自己資本の充実ははかつて、企業が金融に一切の救済を求め、かつ債務の累増と利払い過高に迫らまわされてゐる現状を打破するために、資産の再評価と評価益の資本組入れを法的措置によつて実施することを強く貴党諸君に要求いたして来たのでございます。これにこたえて政府当局が提案して参つたのがすなわちこの法案でございます。ところが、諸君、原案はすでに閣議を通過いたして國會へ提出されました。しかるところ、貴党の自由党は、去る四月の二十八日になりまして、突如として本法の目的をきつた粉砕するよきな修正案を突然大蔵委員会に出して参つたのでございます。私は、簡単にその修正の要点を申し述べて、正しく諸君の御批判を仰ぎたいと思ふのでございますが、まず第一

点は、本法の十七条の第一項に規定されたところの、要再評価会社が所定の再評価を行わなかつた場合には年一割五分以上の配当を行つてはならない、こういうところの促進規定ないしは制裁規定があるのでございますが、これを年二割まで緩和するというところの矛盾をまづめるものがこの修正案でございます。大よそ法律に設けられたる促進ないしは制裁規定というものは、その目的を達成することができなければ、法の目的自体を達成することが至難となるということは、皆様も御承知の通りでございます。この見地に立ちまして、再評価を行わない企業に対する配当制限を二割にまで緩和するという修正は、むしろこの法律自体の目的を達成するにさぶる困難を来さしめ、ひいてはこの法律の實施それ自体を無意味にするものにはかならないと私は確信いたすものでございます。

(拍手) 何となれば、現在、諸君、東京証券取引所上場株中の六箇月決算会社銘柄四百二十六社の加重平均配当率は一割八分三厘でございます。それをば、これを上まわるところの二割までの配当制限を設けたとて、これは制限にもならず、また制裁にもなりません。むしろ再評価を行わざる会社に高配当を奨励するというところの、実に矛盾する結果になるのでございませう。かようなことで、どこに本法を施行するところの意味がございませうか。率直に申しますならば、自由党の諸君の修正というものは、この法律の本質を曲げてしまつて、いわゆる魔法

たらんことを望んでいるということも申しても過言ではないと思つて。(拍手)

さらに、この修正案には、諸君、奇怪な事実が存在しております。すなわち、政府原案におきましては、再評価を行わなかつた企業に対しての配当制限は、昭和三十五年三月末日の決算にまでこれを適用すると規定されておるのでございます。すなわち、ことしから数えまして足かけ七年先までを規定してございませう。そこで、自由党の修正案がもし本院を通過するということが仮定しますならば、再評価をしなかつた会社は、七年先まで、驚くことには二割の配当をしてよいという保証が得られるわけでございます。ところが、一面経済界の大勢はどうかと申しますと、優良会社であればあるだけ、十分な資産再評価を行つて低配当へ導く傾向が著しいのでございませう。不良会社でも、金融機関の将来を望み見ては、できるだけ資本充実をはかつて金融への依存を断ち切らざるを得ない。これがためには配当率を下げざるを得ないのでございませう。おそらく来年中には、上場会社の平均配当率は一割、配当率は一割五分程度が水準となるというところが一般識者の声となつておるのでございませう。それを、資産再評価をやらなければ七年先まで二割配当を保証するということがきつた暴走修正をやる自由党は、実に健全なるものが経済自立の確立に目をおいて、相かわらざインフレ万端、不良企業育成、オーバー・ローン奨励をし続けて行くところの、情ない亡國政党であると言わなくてはなりません。(拍手)

次に、修正の第二点は次のごときものでございませう。すなわち、この法律第十八条第一項に、政府原案では、再評価設立金の中の四割以上を資本に組み入れなかつた企業、または九割までの資産償却を行わなかつた企業は、それ／＼年一割五分以上の配当をしてはならないというところの制裁ないし促進規定があるにもかかわらず、三割以上を資本に組み入れなかつた企業、または九割までの資産償却を行わなかつた企業は、それ／＼二割以上の配当をしてはならないと修正いたしておるのでございませう。この間、二割の配当制限という修正がいかに経済の現状に沿わないか、あるいは将来に沿わないか、まづたく制限規定としての本質を抹殺した修正であるというところを申しても過言でなからうと考へます。

(拍手)

そこで申し上げたいのであります。が、この法律によりまして、今後千三百億の資本組入れが行われるところ、自由党の修正による三割組入れとしますと、過去の実施額約五百億円のほかに、今後せい／＼四百、五百億円が資本組入れされれば上乗ということになるのでございませう。今、全国利益計上会社の四万三千二百六十一社の自己資本の総額は一兆三千七百億円に達しております。この資本を大いに充実するところの目的のこの法律の公布によつて、わずか四、五百億の増資が行われたかと申しまして、どれだけの効力がありましようか。こ

の点については、政府原案があまりにも甘過ぎたにもかかわりませず、さらに自由党の修正によつて一層甘い結果に陥るということを、この際はつきり申し上げておきたいと思ひます。

(拍手)

さらに、償却の奨励を有名無実にする修正の結果もまた大同小異であります。政府原案によりましては、償却はなお十分であります。現在、日本の企業は、一方に必要な償却を怠りながら、他方では積立金の大きさを誇つてゐるという、きわめて不健全な経営を続けてゐるのでございませう。諸君の御承知の通りに、西ドイツにおきましては、極度の資産償却を行つて、各企業ともにほとんど他人資本にたよらず産業施設の近代化をなし遂げているというところは、顕著な事実でございます。日本の企業もまた、償却を大いに盛んにすれば、ほとんど金融機関にたよらず、オーバー・ローンも招来せず、りつぱに設備資金の充足ができるかと私は考へます。それを、全国法人所得四千六百億円に對しまして、株主配当は一千万億、償却が一千万億、社用族交際費が何と二千億、社内留保が一千万億、円、こういうところの放漫経営の現勢をいよく助長せんとしているのが自由党の修正案でございます。(拍手)

以上申し上げましたので、自由党の諸君でありまして、社会党の諸君でありまして、原案と自由党の修正案といふれを違ふかというところは、はつきりおわかりであらうと私は考へます。(拍手) 今からでもおそくはござい

ませんから、自由党の修正案は御撤回願ひたいと思ひます。ことに、今日の記名投票に際しまして、吉田総理は不幸にして御欠席でございます。関係諸君が十二、三人来られておる。関係諸君の出された原案には私は賛成する。自由党のこの修正案には反対する。(拍手) この関係諸君がいかなうなる投票をされるかということを、私は国民にかわつてながめたいと存じます。

これをもちまして私の討論は終ります。(拍手)

○副議長(原應書) これにて討論は終了いたしました。

まず、本案の委員長報告にかかる修正部分につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案の委員長報告にかかる修正部分に賛成の諸君は白票、反対の諸君は黒票を待参せられんことを望みます。閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

○参事氏名を点呼

○副議長(原應書) 投票漏れはありませうか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖、開票、開鎖。

投票を計算いたさせます。

○参事氏名を点呼

○副議長(原應書) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

(事務局長朗読)

投票総数 四百二十

可とする者(白票) 二百十三

(拍手)

昭和二十九年五月七日 衆議院會議録第四十五号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案

七四

否とする者(青票)

二百七

○副議長(廣越君) 右の結果、本案の委員長報告にかかる修正部分は可決されした。

〔拍手〕

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案の委員長報告に係る修正部分を可とする議員の氏名

相川 勝六君 逢澤 寛君
青木 正君 青柳 一郎君
赤城 宗徳君 秋山 利恭君
浅香 忠雄君 麻生太賀吉君
足立 寛郎君 天野 公義君
荒船清十郎君 有田 二郎君
安藤 正純君 伊藤 郷一君
飯塚 定輔君 生田 宏一君
池田 清君 池田 勇人君
石井光太郎君 石田 博英君
石橋 湛山君 犬養 健君
今村 忠助君 岩川 興助君
上塚 司君 植木庚子郎君
内田 信也君 内海 安吉君
江藤 夏雄君 遠藤 三郎君
小笠 公昭君 小笠原三九郎君
小川 平二君 小澤佐重喜君
小高 義郎君 尾崎 末吉君
尾関 義一君 越智 茂君
精方 竹虎君 大上 司君
大久保武雄君 大西 勉夫君
大野 伴勝君 大橋 武夫君
大橋 忠一君 大平 正芳君
大村 清一君 岡崎 勝男君
岡田 五郎君 岡本 忠雄君
岡村利右衛門君 押谷 富三君
加藤 精三君 加藤常太郎君
加藤五郎君 銀治 良作君

金光 晴夫君 川島正次郎君
河原田隆吉君 青家 喜六君
木村 武雄君 木村 俊夫君
木村 文男君 菊池 義郎君
岸 信介君 岸田 正記君
北 吟吉君 熊谷 憲一君
倉石 忠雄君 黒金 泰美君
小枝 雄雄君 小倉 義昭君
小坂善太郎君 小平 久雄君
小西 寅松君 小林 錦君
小林 朝治君 小峯 柳多君
佐々木盛雄君 佐瀬 昌三君
佐藤 榮作君 佐藤善一郎君
佐藤 親弘君 佐藤虎次郎君
坂田 英一君 坂田 道太君
追水 久常君 始岡 伊平君
塩原時三郎君 篠田 弘作君
島村 一郎君 庄司 一郎君
助川 良平君 鈴木 仙八君
鈴木 善幸君 鈴木 正文君
世耕 弘一君 瀬戸山三男君
関内 正一君 関谷 勝利君
田口長治郎君 田子 一民君
田嶋 好文君 田中伊三次君
田中 好君 田中 彰治君
田中 龍夫君 田中 萬逸君
田淵 光一君 高木 松吉君
高田 弥市君 高橋 英吉君
高橋圓三郎君 高橋 等君
竹尾 式君 武田信之助君
武知 勇記君 玉置 信一君
津雲 國利君 塚田十一郎君
塚原 俊郎君 辻 寛一君
土倉 宗明君 綱島 正興君
坪川 信三君 寺島隆太郎君
徳安 實藏君 吉米地英俊君

富田 健治君 中井 一夫君
中川 源一郎君 中川 俊思君
中村 清君 中村 幸八君
中山 マサ君 仲川房次郎君
永田 良吉君 長野 長廣君
瀧尾 弘吉君 南條 徳男君
丹羽喬四郎君 西村 英一君
西村 直己君 西村 久之君
根本龍太郎君 野田 卯一君
羽田武嗣郎君 葉梨新五郎君
馬場 元治君 橋本英三郎君
橋本 龍伍君 長谷川 峻君
花村 四郎君 濱田 幸雄君
濱地 文平君 林 讓治君
林 信雄君 原田 憲君
平井 義一君 平野 三郎君
副井 勇君 福田 越夫君
福田 篤泰君 福田 一君
福永 健司君 藤枝 泉介君
船越 弘君 船田 中君
降旗 徳弥君 保利 茂君
坊 秀男君 堀川 恭平君
本多 市郎君 本間 俊一君
前尾繁三郎君 牧野 寛策君
益谷 秀次君 増田甲子七君
松井 豊吉君 松岡 俊三君
松崎 朝治君 松田 鐵蔵君
松野 頼三君 松山 義雄君
三池 信君 三浦寅之助君
三和 精一君 水田三喜男君
南 好雄君 宮原幸三郎君
村上 勇君 持永 義夫君
森 清君 森 幸太郎君
八木 一郎君 安井 大吾君
山口喜久一郎君 山口 好一君
山口六郎次君 山崎 岩男君

山崎 巖君 山崎 猛君
山田 彌一君 山中 貞則君
山本 勝市君 山本 正一君
山本 友一君 保岡 武久君
吉田 重延君 吉武 専市君
渡邊 良夫君 耳 四郎君
只野直三郎君
赤澤 正道君 菅田 均君
荒木萬壽夫君 有田 喜一君
五十嵐吉蔵君 井出 太郎君
伊東 岩男君 池田 清志君
白井 莊一君 小山倉之助君
大森 唯男君 大高 康君
岡田 勢一君 岡部 得三君
加藤 高蔵君 金子與重郎君
神戶 巖君 川崎 秀二君
吉川 久衛君 楠美 省吾君
栗田 英男君 小泉 純也君
小島 徹三君 河野 金昇君
河本 敏夫君 佐藤 芳男君
齋藤 憲三君 櫻内 義雄君
笹本 一雄君 志賀健次郎君
椎熊 三郎君 重光 葵君
鈴木 幹雄君 園田 直君
田中 正雄君 高瀬 傳君
高橋 順一君 竹山祐太郎君
館林三喜男君 千葉 三郎君
床次 徳二君 内藤 友明君
中島 茂喜君 中嶋 太郎君
中野 四郎君 中村三之丞君
並木 芳雄君 長谷川四郎君
廣瀬 正雄君 福田 繁芳君
藤田 義光君 古井 喜實君
古屋 菊男君 町村 金五君
松浦周太郎君 松村 謙三君

三浦 一雄君 三木 武夫君
村瀬 宣親君 栗山 博君
柳原 三郎君 山下 春江君
山手 満男君 早稲田徳吉門君
阿部 五郎君 青野 武一君
赤路 友蔵君 赤松 勇君
足尾 覺君 飛島田一雄君
淺谷 悠蔵君 井手 以誠君
井谷 正吉君 伊藤 好道君
猪俣 浩三君 石村 英雄君
石山 徹作君 稻村 順三君
小川 豊明君 加賀田 進君
加藤 清二君 片島 港君
勝岡田清一君 上林與市郎君
神近 市子君 北山 愛郎君
久保田勲松君 黒澤 幸一君
佐々木更三君 佐藤觀次郎君
齋木 重一君 櫻井 奎夫君
志村 茂治君 柴田 義男君
島上善五郎君 下川儀太郎君
鈴木茂三郎君 田中總之進君
田中 稔男君 多賀谷貞登君
高津 正道君 滝井 義高君
橋 兼次郎君 辻原 弘市君
永井勝次郎君 成田 知巳君
西村 力弥君 野原 覺君
芳賀 賢君 萩元たけ子君
長谷川 保君 原 茂君
福田 昌子君 古屋 貞雄君
帆足 計君 櫻根 七郎君
細道 榮光君 正木 清君
松原喜之次君 三鍋 義三君
武藤運十郎君 森 三樹二君
八百板 正君 安平 鹿一君
柳田 秀一君 山口丈太郎君
山崎 始男君 山田 長司君

合」の規定による定例選挙に改め、
「(第百十五条第七項)補充委員の任
期終了の場合)の補欠選挙を除く」
を削り、同条第二項本文中「及び教
育委員会委員」を削り、同条同項
但書き「再選挙又は補欠選挙につい
ては」を「再選挙又は補欠選挙につい
てに改め、」議員の改選その定数の

昭和二十九年五月七日

衆議院公職選挙法第四十五号

公職選挙法の一部を改正する法律案外一件

七七六

三分の二に達しなかつたとき」の下に、「及び教育委員会の委員の再選挙又は補充選挙について、選挙による委員の数がその定数の二分の一に達しなかつたとき」を加え、

第六十八条第三項中「並びに教育委員会の委員の定例選挙の場合において在任期間の長い委員の職に現にある者の氏名を記載した投票」を削る。

第九十三条第一項第六号中但書を削る。

第九十五条第一項第六号中但書を削る。

第九十七条第二項中「及び地方公共団体の議会の議員を」と、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第九十九条の見出し中「地方公共団体の長及び教育委員会の委員を」と及び地方公共団体の長」に改め、同条各号列記以外の部分中「地方公共団体の長又は教育委員会の委員（在任期間を同じくするものをいう）」を「又は地方公共団体の長」に改め、同条第一号及び第四号中「若しくは委員」を削る。

第一百条の見出し中「及び地方公共団体の議会の議員を」と、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員」に改め、同条第一号各号列記以外の部分中「又は地方公共団体の議会の議員を」と、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」に改め、同項に次の一号を加える。

は、第一百十三条第四項にいうその委員の欠員の数を通じて都道府県の教育委員会の委員にあつては三人以上、市町村の教育委員会の委員にあつては二人以上に達したとき。

第一百十條第二項中「又は地方公共団体の議会の議員を」と、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」に、「又は第二百四條（選挙の効力に関する訴訟）を」と、第二百四條（選挙の効力に関する訴訟）又は第二百九條（当選の効力に関する訴訟）における選挙の無効の決定、裁決、判決」に、「議員の定数」を「議員若しくは委員の定数」に改める。

第一百十條第三項各号列記以外の部分中「又は地方公共団体の議会の議員を」と、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」に、「又は教育委員会の委員」に改め、同条同項第二号中「議会の議員の下に」は「又は教育委員会の委員」を加える。

第一百十二條第一項中「又は地方公共団体の議会の議員を」と、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員」に、「当該議員を」と、当該議員若しくは委員」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前四項を」と、同条第六項を同条第四項とする。

は、第一百十三条第一項本文中「前条第一項、第五項及び第六項を」と、前条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第四項本文中「前条第三項から第六項までを」と、前条第一項、第三項及び第四項」に改め、「当選人を定めることができることを除く外」の下に「委員の欠員の数が第一百十條第一項にいうその当選人の不足数を通じて都道府県の教育委員会の委員にあつては三人以上、市町村の教育委員会の委員にあつては二人以上に達したとき」を加える。

第一百十四條本文中「第一百十二條（長が欠けた場合等の繰上補充）第二項、第五項及び第六項を」と、第一百十二條（長が欠けた場合等の繰上補充）第二項から第四項まで」に改める。

第一百十五條の見出し中「又は委員」を削り、同条第一項に次の一号を加える。

四 教育委員会の委員の場合には、同一の地方公共団体についてのその再選挙又は補充選挙は、第一百十五條第六項から第九項までを削る。

第一百十六條の見出し中「議員、委員又は当選人がすべてない場合の一選挙又は定例選挙」に改め、同条第一項中「第一百十條第一項（再選挙）」を「第一百十條（再選挙）第一項若しくは第二項（選挙の一部無効に係る部分を除く）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育委員会の委員又はその選挙における当選人について、第一百十條（再選挙）第一項若しくは第二項（選挙の一部無効に係る部分を除く）又は第一百十三條第四項（補充選挙）に規定する事由が生じた場合において、委員又は当選人がすべてないときは、これらの規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、選挙の期日を定めてこれを告示し、定例選挙を併行せなければならぬ。

第二百二十條第一項前段中「（第一百十五條第七項（補充委員の場合）に規定する任期終了に因る選挙を含む）」を削り、同項後段中「市町村の議会の議員の下に」若しくは市町村の教育委員会の委員を加え、「第一百十二條（議員の欠員の場合の繰上補充）第一項及び第五項を」と、第一百十二條（議員又は委員の欠員の場合の繰上補充）第一項及び第三項に改める。

第二百五十八條第二項に後段として次のように加える。

前項但書の規定は、この場合に準用する。

第二百六十條の見出し中「並びに教育委員会の委員の補充委員及び補充委員を」と及び補充委員」に改め、同条第一項中「又は地方公共団体の議会の議員の補充委員は」と、若しくは地方公共団体の議会の議員の補充委員又は教育委員会の委員の補充委員は」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の公職選挙法第三十三條第四項及び第二百五十八條第二項の規定によりこの法律の施行の日から起算して二年以内に任期が満了すべき教育委員会の委員の任期は、その任期が満了すべき日の翌日から起算して、なお二年延長するものとする。

3 改正前の公職選挙法第二百六十條第三項の規定により教育委員会、委員の補充委員となつた者で、この法律の施行の際にその職にあるものは、改正後の同法第二百六十條第一項に規定する補充委員となるものとする。

4 改正前の公職選挙法第三十三條第四項及び第二百五十八條第二項の規定によりこの法律の施行の日から起算して二年以内に任期が満了することになり行へべき教育委員会の委員の定例選挙について、改正前の公職選挙法第三十三條第六項の規定によつてこの法律の施行前に行へべき選挙の期日の告示は、同法同条同項の規定にかかわらず、これを行わないものとする。

5 市町村の設置に因る教育委員会の委員の選挙で、その選挙の期日の告示が、この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に行われるものに関しては、改正後の公職選挙法の規定を適用する。

6 教育委員会の委員の再選挙又は補充選挙で、この法律の施行の際にその選挙の期日を告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に生じた教育

委員会の委員の再選挙又は補欠選挙の事由が当該委員の任期が終る前六月以内に生じたものであるため、改正前の公職選挙法第三十四

条第二項本文の規定により行わな

いこととされていた再選挙又は補

欠選挙で、改正後の公職選挙法第

百十条第一項第四号又は第百十三

条第四項及びこの法律の附則第二

項の規定により行ふべきこととな

10 農林委員会法(昭和二十六年法

律第八十八号)の一部を次のよう

に改正する。
「第一条中「第百十条第一項」の

下に「及び第二項」を加え、「第百

十二条第一項、第五項及び第六

項」を「第百十二条第一項、第三

項及び第四項」に、同条の表の第

百十二条第一項の項中「当該議員」を

り臨時必要である選挙の啓発宣伝に

関し、選挙の管理執行の任に当る選挙管

理委員会をして臨時国民の啓蒙に当ら

しめるとともに、この重大な任務遂行

に必要な経費について、国において

財政上必要な措置を講ずる必要があり

ますので、ここに本法案を提出した次

第であります。

次に、提案の理由を申し上げます。申

すまでもなく、民主政治の確立は、国

民の政治意識の高揚と選挙の公明化が

その大前提となるものであります。し

かるに、わが国の選挙界の現状は、選

挙に巨額の金を必要とし、違反は勝を

断たないのは、まことに遺憾にたえな

いところであります。昭和二十六年四

月執行の地方公共団体の選挙を契機と

して、選挙に關する国民の関心を高め

て、選挙に關する国民の関心を高め

て、選挙に關する国民の関心を高め

て、選挙に關する国民の関心を高め

て、選挙に關する国民の関心を高め

て、選挙に關する国民の関心を高め

て、選挙に關する国民の関心を高め

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 公職選挙法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 交通事件即決裁判手続法案

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原龍喜) まう日程第三につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(原龍喜) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原龍喜) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 交通事件即決裁判手続法案

(内閣提出、参議院送付)

○副議長(原龍喜) 日程第五、交通事件即決裁判手続法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長小林錦君。

交通事件即決裁判手続法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十九年三月十五日

衆議院議長 河井 瀧八

衆議院議長 河井 瀧八

交通事件即決裁判手続法案

交通事件即決裁判手続法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、交通に関する刑事事件の迅速適正な処理を図る

ため、その即決裁判に関する手続を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「交通に関する刑事事件」とは、道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)又はこれに基く命令に違反する罪にある事件をいう。

(即決裁判)

第三条 簡易裁判所は、交通に関する刑事事件について、検察官の請求により、公判前即決裁判で、五万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行を猶予し、没収を科し、その他附随の処分をすることができ

る。

2 即決裁判は、即決裁判手続によることについて、被告人に異議があるときは、することができない。

(即決裁判の請求)

第四条 即決裁判の請求は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)による公訴の提起と同時に、書面で行なうなければならない。

2 検察官は、即決裁判の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、即決裁判手続を説明し、刑事訴訟法の定める手続に従い裁判を受けることができる旨を告げた上、即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめなければならない。

(書類等の提出)

第五条 検察官は、即決裁判の請求と同時に、即決裁判をするために必要であると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。

(通常の審判)

第六条 裁判所は、即決裁判の請求があつた場合において、その事件が即決裁判をすることができないものであり、又はこれを行うことが相当でないものであると思料するときは、刑事訴訟法の定める通常の規定に従い、審判しなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により通常の規定に従い審判するときは、直ちに、検察官にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の場合には、刑事訴訟法第二百七十一条及び第二百七十二

条の規定の適用があるものとする。但し、同法第二百七十一条第二項に定める期間は、前項の通知のあつた日から二箇月とする。

(審判)

第七条 即決裁判の請求があつたときは、裁判所は、前条第一項の場合を除き、即日期日を開いて審判するものとする。

(開廷)

第八条 即決裁判期日における取調及び裁判の宣告は、公開の法廷で行う。

2 法廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席して開く。

3 検察官は、法廷に出席することができる。

(被告人及び弁護人の出頭)

第九条 被告人が期日に出席しないときは、開廷することができない。

2 被告人が法人であるときは、代理人を出頭させることができる。

3 弁護人は、期日に出席することができる。

(期日における取調)

第十条 期日においては、裁判長は、まず、被告人に対し、被告事件の要旨及び自己の意思に反して供述する必要がある旨を告げなければならない。

2 前項の手続が終了後、裁判長は、被告人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

3 裁判所は、必要と認めるときは、適当と認める方法により被告人又は参考人の陳述を聴き、書類及び証拠物を取り調べ、その他事実の取調をすることができ

る。検察官及び弁護人は、意見を述べることができる。

(証拠)

第十二条 即決裁判手続においては、被告人の憲法上の権利を侵害しない限り、検察官が差し出した書類及び証拠物並びに期日において取調をしたすべての資料に基いて、裁判をすることができ

る。

(裁判の宣告)

第十三条 即決裁判の宣告をする場合には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の

処分並びに宣告があつた日から十四日以内に刑事訴訟法の定める通常の規定による審判(以下「正式裁判」という)の請求ができる旨を告げなければならない。

2 即決裁判の宣告をしたときは、その内容を記録に明らかにしておかなければならない。

(正式裁判の請求)

第十三条 即決裁判の宣告があつたときは、被告人又は検察官は、その宣告があつた日から十四日以内に、正式裁判の請求をすることができ

る。

判が確定したときも、同様である。

(仮納付)

第十五条 裁判所は、即決裁判の宣告をする場合において相当と認めるときは、附随の処分として、被告人に対し、仮に罰金又は料料に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

2 前項の仮納付の裁判は、直ちに執行することができる。但し、正式裁判の請求があつたときは、この限りでない。

3 刑事訴訟法第四百九十条、第四百九十三条及び第四百九十四条の規定は、第一項の仮納付の裁判の執行について準用する。この場合において、同法第四百九十三条中「第一審」とあるのは「即決裁判手続」と、「第二審」とあるのは「第一審又は第二審」と読み替へるものとする。

(裁判官の除斥)

第十六条 裁判官は、事件について前に即決裁判をしたときは、職務の執行から除斥される。

(刑事訴訟法との関係)

第十七条 交通に関する刑事事件の即決裁判手続については、この法律に特別の規定があるものの外、その性質に反しない限り、刑事訴訟法による。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

昭和二十九年五月七日 衆議院金庫第四十五号 交通事件即決裁判手続法案

2 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

第二十三条の三 当該警察官又は警察吏員は、自動車運転者又は原動機付自転車の運転者がこの法律又はこの法律に基く命令の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、運転免許証又は運転許可証の任意の提出を求め、これを保管することができ、この場合においては、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九条第三項、第九条の二第三項及び前条第二項の規定の適用については、これを運転免許証又は運転許可証とみなす。

3 第一項の規定によつて保管した運転免許証又は運転許可証は、その提出者が、当該警察官又は警察吏員の指定の日時及び場所に出頭したときは、これを返還しなければならない。

4 前項の日時を経過した後は、当該運転免許証又は運転許可証の提出者は、いつでも、その返還を請求することができる。

5 当該警察官又は警察吏員は、第一項の規定により運転免許証又は運転許可証の提出を求める場合には、出頭の日時及び場所を告げ、且つ、前三項の規定の趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

交通事件即決裁判手続法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔小林錦君登壇〕

○小林錦君 たいま議題となりまして、交通事件即決裁判手続法案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げますが、時間がないのでこれを省略いたしまして、報告書を議長まで提出し、これを全文速記録に掲載していただくこといたします。

これを簡単に申し上げますれば、近來交通事故が激増しましたが、裁判手続、刑の執行等に非常な手間をとり、国家も被告人も非常に迷惑を受けているので、今回頭頭上による略式の手続をすべく、この法案の手続を創定し、警察から検察、裁判と流れ作業式に行うようにいたそうとするものであります。しかし、人権擁護の立場から、本人に異議があれば、この手続によることができず、確定前はいつでも正式裁判を求めることができることになつております。その内容、審議の経過等は速記録に譲ることいたします。かくて討論省略の上、全会一致をもって附帯決議を付して可決された次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

只今議題となりました交通事件即決裁判手続法案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、政府の提案理由と法案の要旨を簡単に申し上げます。

最近に於ける交通事故は年々増加の一途をたどり、昨昭和二十八年には、その数約八万件に達し、これによつて死亡した者六千人、負傷した者六万人、東京都内における死亡者は一日二人弱といふ、まことに驚くべき数に上つてゐるのであります。

交通事件の処理にあたる警察、検察、裁判は文字通り応接に暇がない状態であり、交通事件は、警察、検察においては全刑事事件の三〇パーセント以上、裁判においては全刑事事件の六〇パーセントという比重を示しているものであります。

ところが、この種交通事件の処理は、現行法の下においては、違反者がなか／＼呼出に応じないこと、略式手続による書類の作成、送達等に非常な手数を要すること、被告人の所在が転々するため確定した裁判の執行においても非常な困難を来している、事件発生から裁判の執行までに平均おおよね四箇月を要しているというような実情にありまして、取締の目的を達し難い現状にあるのであります。

よつて、交通に関する刑事事件につき、口頭による略式手続ともいふべき交通事件即決裁判手続を創定いたしまして、起訴状一本主義をはずし、伝聞法則の適用をも緩和し、又職權主義を大幅に加味

し、裁判官が直接本人を目の前において、公開の法定で事実関係を確め、口頭で受当な刑を言渡すものとすると同時に、書類の作成は極度に簡易化せようとするものであります。従つて、手続は、警察から検察、裁判と流れ作業式に行われ、従来のように、関係者は各段階毎に出頭を求められ、結局三、四回に出頭しなければならぬというわずらわしさから免れることが出来るのであります。

しかし、人権擁護の立場から、本人に異議があれば、この即決手続によることはできず、本人は、確定前は何時でも正式裁判を求めることができることとし、裁判所も即決手続によることが相当でないと考えられる場合には、何時でも、これを刑事訴訟法の定める通常手続に引き直すことができるものとしてゐます。又、裁判の執行の段階においては、仮納付の制度を設け、罰金等の徴収を容易にするにとともに、違反者の出頭を確保するため運転免許証又は運転許可証を一時保管証と引替へに保管できることとしたのであります。

委員会は、参考人の意見を聞き、慎重審議を行いました。その詳細は速記録に譲りますが、質疑の主なものを一、二申し上げれば、本案の手続は、事件を拙速的に簡単に片付ける結果、被疑者等は安易な考えで妥協するようになり、多くの誤判を招き、裁判の威信を失墜せしめ、やがて違法精神に悪影響を及ぼす結果になりはしないか、との質疑に対しては、政府から即決手続に則る事件は、現在の略式事件

昭和二十九年五月七日 衆議院會議第四十五号 議長の報告

の範圍を出でず、輕微で、且つ定型化した形式犯であつて、争のないものに限られる。本人は、違反後二、三日乃至三、四日の余給をもつて出頭し、檢察官から、即決手続、略式手続、通常の公判手続の何れを選ぶかは自由である旨を説明し、本人に異議ない時始めてこの手続によるのであり、本人は公開の法廷で十分意見を述べ、外、弁護人をつけることもでき、田原を問んで話し合うという方法でやる心算である。本人に即決手続を押し付けることはなく、この手続はあくまで公判前の手続であつて、正式裁判の場は認めない、手続面を簡略にする代り、実体の調査の面では、かつて本人の保護を厚くしている等、本案は、本人の人権を侵害することのない、十分の考慮を払うと同時に、裁判の威信を落さないように、裁判は現場或は警察署その他の場所で行うことを避け、裁判の名にふさわしく、裁判所の公開法廷で行うこととした。外国に見られるような極端な簡略な方法は適當でないと思ふとの答弁があり、なお、予算については、法務大臣から本案実施に支障を来さないよう処置する旨答弁がありました。

かくて、五月六日すべての質疑を終了し、討論省略の上、採決いたしましたところ、交通事件即決裁判手続法案は全会一致をもつて、政府原案通り可決した次第であります。

次いで、本法案に対し、自由党、改進黨、左右両派社会党共同提案による附帯決議が提出されました。

決議の内容は

本法の運用にあつては、手続の簡易迅速に名をかり、裁判の權威を害することのないよう最善の注意を払うとともに、この種簡易裁判手続を他に拡張することがあつてはならない。

といふのであります。

よつて本決議案を採決に付しましたところ、これまた全会一致をもつて可決いたしました。これに対し、政府より、右決議案の趣旨を体し最善の努力をいたすべき旨の答弁がありました。以上御報告申し上げます。

○副議長(廣瀬喜一) 採決いたしました。

本案の委員長報告は可決であり、また、本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(廣瀬喜一) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。来る十日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

出席國務大臣

法務大臣 加藤鐵五郎君

大蔵大臣 小笠原三九郎君

郵政大臣 塚田十一郎君

國務大臣 緒方 竹虎君

國務大臣 木村鳩太郎君

出席政府委員

法務省刑事局長 井本 台吉君

閉議を省した報告

一、昨六日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

株式会社以外の法人の再評價額立金の資本組入に関する法律

建設機械抵当法

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

建設省関係法令の整理に関する法律

利息制限法

一、昨六日本院は第十九回国会の会期を五月九日から五月二十二日まで十四日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。

一、昨六日内閣から、日本銀行法第十三条ノ第三十号の規定による報告書を受理した。

一、今七日内閣総理大臣から堤長規、去る四月三十日鹿児島県奄美群島区において執行された衆議院議員選挙の結果、五月二日保岡武久君が当選人と決定、同日当選証書を附与した旨の報告書を受理した。

一、今七日当選証書の対照を終つた議員は次の通りである。

鹿児島県奄美群島 保岡 武久君

区選出

一、今七日衆議院規則第十四条により議長において議長を次の通り指定した。

五四 保岡 武久君

一、昨六日大蔵委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 内閣 友明君(理事福田繁芳君昨六日理事辞任につきその補充)

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

外務委員

農林委員

水産委員

郵政委員

決算委員

議院運営委員

生田 宏二君

加藤常太郎君

田嶋 好文君

長 正路君

一、昨六日議長において、次の常任委員の補充を指名した。

内閣委員

地方行政委員

外務委員

農林委員

水産委員

郵政委員

決算委員

議院運営委員

小西 寅松君

高橋 等君

三和 精一君

山下 榮二君

一、昨六日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

国土開発中央道事業法案(竹谷憲太郎君外二十六名提出)

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

總理府設置法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

航空技術審議会設置法案

調達庁設置法等の一部を改正する法律案

内閣及び總理府関係法令の整理に関する法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七三号)

航空技術審議会設置法案(内閣提出第一七四号)

内閣及び總理府関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一七六号)

以上五件 内閣委員会 付託

一、昨六日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

一、昨六日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

厚生省関係法令の整理に関する法律案

文化財保護法の^{一部}改正する法律案

一、昨六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業委員会法の^{一部}を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出)

農業協同組合法の^{一部}を改正する法律案(金子與重郎君外十六名提出)

公職選挙法の^{一部}を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

一、昨六日参議院から同付された内閣提出案は次の通りである。

地方税法の^{一部}を改正する法律案

一、昨六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

建設機械抵当法案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の^{一部}を改正する法律案

建設省関係法令の整理に関する法律案

利息制限法案

一、昨六日参議院から、本院の同付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

株式会社以外の法人の評価積立金の資本組入に関する法律案